

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

1 改正等の理由

3年に1度の介護報酬の改定に併せて

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)等の一部改正に伴い、各介護サービスの事業の運営等に関する県の基準条例を改正する。

2 改正等の概要

(1)改正条例一覧

- ①滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例
- ②滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- ③滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- ④滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ⑤滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑥滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑦滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ⑧滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ⑨滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例

(2)改正事項

1 全サービス(介護予防サービスを含む)

- (1) **感染症対策の強化** 【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】
感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施を規定。
- (2) **業務継続に向けた取組の強化** 【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を規定。
- (3) **高齢者虐待防止の推進** 【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】
利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらを適切に実施するための担当者の設置を規定。
- (4) **ハラスメント対策の強化**
適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることを規定。
- (5) **認知症介護基礎研修の受講の義務付け** 【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】
(訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導を除く。)
認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けることを規定。

2 個別サービス（介護予防サービスを含む）

(1) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与）

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることを規定。

(2) 地域と連携した災害への対応の強化

（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことを規定。

(3) 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

（短期入所生活介護、短期入所療養介護、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）
個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

- ① 1ユニットの定員を、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。
- ② ユニット型個室の多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

3 介護保険施設等

《指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院》

(1) 口腔衛生管理の強化

【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを規定。

(2) 栄養ケア・マネジメントの充実

【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして位置付ける。

- ① 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置。
- ② 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

《指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、

軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム》

(3) リスクマネジメントの強化

【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】

事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付ける。

【施行日】令和3年4月1日から施行

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生省令第107号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第14号）ほか8条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 医療、福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととします。（第1条による改正後の別表関係）

イ ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならないこととします。（第1条による改正後の別表関係）

ウ 運営規程等の重要事項を記載した書面を備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとします。（第1条による改正後の別表関係）

エ 虐待の発生または再発を防止するための必要な措置を講じなければならないこととします。（第1条による改正後の別表関係）

オ 感染症および食中毒の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととします。（第1条による改正後の別表関係）

カ 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。（第1条による改正後の別表関係）

キ 感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な措置を講じなければならないこととします。（第1条による改正後の別表関係）

ク 事故の発生またはその再発を防止するための担当者を置かなければならないこととします。（第1条による改正後の別表関係）

(2) 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第15号）の一部改正

ア サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、

生活相談員を置かないことができることとします。(第2条による改正後の別表関係)
イ アに掲げるもののほか、2(1)(ウを除く。)と同様の基準を定めることとします。
(第2条による改正後の別表関係)

(3) 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第16号)の一部改正

ア 特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合または地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員および看護職員は兼務することができることとします。(第3条による改正後の別表第1から別表第4まで関係)

イ ユニット型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおいて、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととします。(第3条による改正後の別表第2および別表第4関係)

ウ ユニット型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおいて、ユニット型個室的多床室については、新たに設置することを禁止することとします。(第3条による改正後の別表第2および別表第4関係)

エ 地域密着型特別養護老人ホームにおいて、サテライト型特別養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とすることとします。(第3条による改正後の別表第3関係)

オ 運営推進会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第3条による改正後の別表第3関係)

カ アからオまでに掲げるもののほか、2(1)(ウを除く。)と同様の基準を定めることとします。(第3条による改正後の別表第1から別表第4まで関係)

(4) 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)の一部改正

ア 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第7、別表第11および別表第12関係)

イ 医療、福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第2、別表第6から別表第10まで関係)

ウ リハビリテーション会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第4条による改正後の別表第4および別表第7関係)

エ 薬剤師から居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計

- 画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行わなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第5関係)
- オ 通所介護事業事業者は、その提供した通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めることとします。(第4条による改正後の別表第6関係)
- カ 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第6から別表第10まで関係)
- キ 指定短期入所生活介護事業所において、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院等との密接な連携により看護職員を確保しなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第8関係)
- ク ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととします。(第4条による改正後の別表第8関係)
- ケ ユニット指定短期入所生活介護事業所において、ユニット型個室的多床室については、新たに設置することを禁止することとします。(第4条による改正後の別表第8関係)
- コ アからケまでに掲げるもののほか、2(1)(ア、カおよびクを除く。)と同様の基準を定めることとします。(第4条による改正後の別表第1から別表第12まで関係)
- (5) 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第18号)の一部改正
- ア 原則として管理栄養士を置かなければならないこととします。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- イ 介護老人保健施設およびユニット型介護老人保健施設を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員は兼務することができることとします。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- ウ サービス担当者会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- エ 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととします。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- オ 入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととします。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- カ ユニット型介護老人保健施設において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととします。(第5条による改正後の別表第2関係)
- キ アからカまでに掲げるもののほか、2(1)と同様の基準を定めることとします。(第

- 5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (6) 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）の一部改正
- ア 有床診療所の病床の転換を令和6年3月31日までにを行い介護医療院を開設する場合は、当該介護医療院の浴室については、新築、増築または全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般の浴槽以外の浴槽の設置を求めないこととします。（第6条による改正後の付則関係）
- イ 原則として管理栄養士を置かなければならないこととします。（第6条による改正後の別表第1および別表第2関係）
- ウ 介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員は兼務することができることとします。（第6条による改正後の別表第1および別表第2関係）
- エ サービス担当者会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。（第6条による改正後の別表第1関係）
- オ 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととします。（第6条による改正後の別表第1および別表第2関係）
- カ 入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととします。（第6条による改正後の別表第1および別表第2関係）
- キ ユニット型介護医療院において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととします。（第6条による改正後の別表第2関係）
- ク アからキまでに掲げるもののほか、2(1)と同様の基準を定めることとします。（第6条による改正後の別表第1および別表第2関係）
- (7) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）の一部改正
- ア 原則として管理栄養士を置かなければならないこととします。（第7条による改正後の別表第1および別表第2関係）
- イ 指定介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合または指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員および看護職員は兼務することができることとします。（第7条による改正後の別表第1および別表第2関係）
- ウ サービス担当者会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。（第7条による改正後の別表第1および別表第2関係）
- エ 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととします。（第7条による改正後の別表第1および別表第2関係）

- オ 入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととします。(第7条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- カ ユニット型指定介護老人福祉施設において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととします。(第7条による改正後の別表第2関係)
- キ ユニット型指定介護老人福祉施設において、ユニット型個室的多床室については、新たに設置することを禁止することとします。(第7条による改正後の別表第2関係)
- ク アからキまでに掲げるもののほか、2(1)と同様の基準を定めることとします。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (8) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第20号)の一部改正
- ア 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならないこととします。(第8条による改正後の別表第2から別表第5まで、別表第7および別表第10から別表第12まで関係)
- イ 医療、福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととします。(第8条による改正後の別表第2および別表第7から別表第10まで関係)
- ウ 薬剤師から介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行わなければならないこととします。(第8条による改正後の別表第5関係)
- エ 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院等との密接な連携により看護職員を確保しなければならないこととします。(第8条による改正後の別表第8関係)
- オ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととします。(第8条による改正後の別表第8関係)
- カ 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。(第8条による改正後の別表第7から別表第10まで関係)
- キ アからカまでに掲げるもののほか、2(1)(ア、カおよびクを除く。)と同様の基準を定めることとします。(第8条による改正後の別表第2から別表第5までおよび別表第7から別表第12まで関係)
- (9) 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第21号)の一部改正

- ア 原則として管理栄養士を置かなければならないこととします。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- イ 指定介護療養型医療施設およびユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員は兼務することができることとします。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- ウ サービス担当者会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- エ 入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととします。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- オ 入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととします。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- カ ユニット型指定介護療養型医療施設において、ユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととします。(第9条による改正後の別表第2関係)
- キ ユニット型指定介護療養型医療施設において、ユニット型個室的多床室については、新たに設置することを禁止することとします。(第9条による改正後の別表第2関係)
- ク アからキまでに掲げるもののほか、2(1)と同様の基準を定めることとします。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (10) その他
- ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。
- イ この条例の施行に際し必要な経過措置について規定することとします。
- ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 職員</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) 生活相談員は、入所者に対する適切な助言および必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>第15項第3号の規定により事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。</u></p> <p>ウ <u>第16項第2号の規定により苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>(19)および(20) 省略</p> <p>(21) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 職員</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) 生活相談員は、入所者に対する適切な助言および必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>第16項第3号の規定により事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。</u></p> <p>ウ <u>第17項第2号の規定により苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>(19)および(20) 省略</p> <p>(21) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。<u>この場合においては、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症（同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>

1/7

(新設)

4および5 省略

6 施設長は、次に掲げるところにより、入所者にサービスを提供すること。

(1)～(5) 省略

(6) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のアからウまでに掲げる措置を講ずること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図ること。

イおよびウ 省略

7および8 省略

9 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

(22) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

4および5 省略

6 施設長は、次に掲げるところにより、入所者にサービスを提供すること。

(1)～(5) 省略

(6) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のアからウまでに掲げる措置を講ずること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

イおよびウ 省略

7および8 省略

9 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

(新設)

キ その他軽費老人ホームの運営に関する重要事項

(3) 省略

(新設)

(4) 設置者は、当該軽費老人ホームについて広告をするときは、その内容を虚偽または誇大なものとしな

10 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

ク その他軽費老人ホームの運営に関する重要事項

(3) 省略

(4) 設置者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

(5) 設置者は、当該軽費老人ホームについて広告をするときは、その内容を虚偽または誇大なものとしな

10 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的

3/7

11 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該軽費老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知すること。

イ 省略

ウ 職員に対する研修を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3)～(5) 省略

12 非常災害対策

(1)～(4) 省略

と。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該軽費老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 省略

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3)～(5) 省略

12 非常災害対策

(1)～(4) 省略

4/7

-10-

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその業務が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

13 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が軽費老人ホームを退所した日から2年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第15項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第16項第2号の規定による苦情の内容等の記録

14 秘密保持

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

13 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

14 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が軽費老人ホームを退所した日から2年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第16項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第17項第2号の規定による苦情の内容等の記録

15 秘密保持

5/7

(1)および(2) 省略

15 事故発生時の対応

(1) 設置者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的開催すること。

エ 省略

(新設)

(2)～(4) 省略

16および17 省略

(新設)

(1)および(2) 省略

16 事故発生時の対応

(1) 設置者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

エ 省略

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2)～(4) 省略

17および18 省略

19 雑則

(1) 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電

子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 設置者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この号において「交付等」という。)のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略 別表（第3条関係） 1～3 省略 4 職員 (1)および(2) 省略 (3) 第1号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士、調理員または事務員その他の職員については、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。 ア 養護老人ホーム 栄養士、調理員または事務員その他の職員 イ～オ 省略 (4)～(25) 省略 (26) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p>	<p>本則および付則 省略 別表（第3条関係） 1～3 省略 4 職員 (1)および(2) 省略 (3) 第1号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士、調理員または事務員その他の職員については、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。 ア 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、調理員または事務員その他の職員 イ～オ 省略 (4)～(25) 省略 (26) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。<u>この場合においては、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者</u></p>

177

<p>(新設)</p> <p>5 省略 6 処遇計画等 (1)～(3) 省略 (4) 生活相談員は、前2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。 ア 省略 イ <u>第15項第3号の規定により事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。</u> ウ <u>第16項第2号の規定により苦情の内容等を記録すること。</u> (5)および(6) 省略 (7) 施設長は、次に掲げるところにより、処遇計画に基づき、入所者の処遇を行うこと。 ア～オ 省略 カ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)ま</p>	<p>を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 (27) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。 5 省略 6 処遇計画等 (1)～(3) 省略 (4) 生活相談員は、前2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。 ア 省略 イ <u>第16項第3号の規定により事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。</u> ウ <u>第17項第2号の規定により苦情の内容等を記録すること。</u> (5)および(6) 省略 (7) 施設長は、次に掲げるところにより、処遇計画に基づき、入所者の処遇を行うこと。 ア～オ 省略 カ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)ま</p>
---	--

でに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他必要な職員に周知徹底を図ること。

(イ) および (ウ) 省略

7 および 8 省略

9 運営規程の整備

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

(新設)

キ その他養護老人ホームの運営に関する重要事項

10 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

でに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他必要な職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

(イ) および (ウ) 省略

7 および 8 省略

9 運営規程の整備

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

ク その他養護老人ホームの運営に関する重要事項

10 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討す

3/7

11 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知すること。

イ 省略

ウ 職員に対する研修を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染

る委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 省略

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染

4/7

-14-

症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3)～(5) 省略

12 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

13 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が養護老人ホームを退所した日から2年間保存すること。

症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3)～(5) 省略

12 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

13 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

14 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が養護老人ホームを退所した日から2年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第15項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第16項第2号の規定による苦情の内容等の記録

14 秘密保持

(1)および(2) 省略

15 事故発生時の対応

(1) 設置者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。

エ 省略

(新設)

(2)～(4) 省略

16および17 省略

(新設)

ア～ウ 省略

エ 第16項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第17項第2号の規定による苦情の内容等の記録

15 秘密保持

(1)および(2) 省略

16 事故発生時の対応

(1) 設置者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

エ 省略

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2)～(4) 省略

17および18 省略

19 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同

じ。)で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）と同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。）または療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。））、軽費老人ホームその他の要介護者（同法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）、要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。）その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）と同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。）または療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。））、軽費老人ホームその他の要介護者（同法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）、要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。）その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同</p>

1/18

じ。）を平成36年3月31日までの間に行つて特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第3号キ（ア）および（イ）（これらの規定を別表第3第1項第3号において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、食堂の床面積は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の床面積は40平方メートル以上としなければならない。ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

6 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第3号キ（ア）および（イ）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)および(2) 省略

7 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、別表第1第2項第3号コ（ア）（別表第2第3項第3号、別表第3第1項第3号および別表第4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以

じ。）を令和6年3月31日までの間に行つて特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第3号キ（ア）および（イ）（これらの規定を別表第3第1項第3号において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、食堂の床面積は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の床面積は40平方メートル以上としなければならない。ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

6 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第3号キ（ア）および（イ）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)および(2) 省略

7 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、別表第1第2項第3号コ（ア）（別表第2第3項第3号、別表第3第1項第3号および別表第4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以

上とすることができる。

8および9 省略

10 平成15年4月1日以前に老人福祉法第15条の規定により設置された特別養護老人ホーム（同日において建築の工事中のものであって、同日後に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成15年前特別養護老人ホーム」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第5条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。）第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（平成23年9月1日において、改修、改築または増築の工事中の平成15年前特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であって、同日後に特別養護老人ホーム旧基準第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第48条第1項第1号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設であるもの（以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）の設備および運営に関する基準は、別表第1から別表第4までの規定にかかわらず、この条例の施行の日から最初の同法第86条の2第2項の更新の日までの間は、次項から第13項までの規定によることができる。

11 一部ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる事項を

上とすることができる。

8および9 省略

(削除)

(削除)

3/18

記載した規程を定めなければならない。

(1) 一部ユニット型特別養護老人ホームの目的および運営の方針

(2) 職員の職種、員数および職務の内容

(3) ユニット部分（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分をいう。以下同じ。）の入居定員およびユニット部分以外の部分の入所定員

(4) ユニット部分の数およびユニットごとの入居定員

(5) ユニット部分の入居者およびユニット部分以外の入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 一部ユニット型特別養護老人ホームの利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する重要事項

12 別表第1第2項第1号および第4号、第3項第11号から第19号まで、第4項（第1号を除く。）、第5項第1号、第6項第8号および第9号ならびに第11項から第17項（第1号を除く。）までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同表第5項第1号および第2号ならびに第13項第2号ア中「処遇計画」とあるのは「処遇計画またはサービス提供計画」と、同号ウ中「第5項第2号カ」とあるのは「付則第12項において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第15項第3号」とあるのは「付則第12項において

(削除)

4/18

-18-

準用する第15項第3号」と、同号オ中「第16項第2号」とあるのは「付則第12項において準用する第16項第2号」と読み替えるものとする。

13 前2項に定めるもののほか、一部ユニット型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準は、ユニット部分にあつては別表第2に、ユニット部分以外の部分にあつては別表第1に定めるところによる。ただし、一部ユニット型特別養護老人ホームの設備のうち、浴室、医務室、洗濯室または洗濯場、調理室、汚物処理室、介護材料室および事務室その他運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者へのサービスの提供およびユニット部分以外の部分の入所者の処遇に支障がない場合は、それぞれ1の設備をもって、ユニット部分およびユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。

14 省略

別表第1（第3条関係）

特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 職員

(1)～(10) 省略

(11) 職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者とする。ただし、特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合ま

(削除)

10 省略

別表第1（第3条関係）

特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 職員

(1)～(10) 省略

(11) 職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5/18

たは地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合に置く介護職員および看護職員（別表第2第4項第1号（別表第4において準用する場合を含む。）の規定によりユニットごとに置かれる看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(12)～(18) 省略

(19) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(新設)

4 省略

5 処遇計画等

(1) 省略

(2) 施設長は、次に掲げるところにより、処遇計画に基づき、入所者

(12)～(18) 省略

(19) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての職員（添護師、准添護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症（同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(20) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

4 省略

5 処遇計画等

(1) 省略

(2) 施設長は、次に掲げるところにより、処遇計画に基づき、入所者

6/18

-19-

の処遇を行うこと。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図ること。

(イ) および(ウ) 省略

ク 省略

6～9 省略

10 運営規程の整備

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～キ 省略

(新設)

ク その他特別養護老人ホームの運営に関する重要事項

11 人権への配慮等

(1) 設置者は、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってその処遇を行うよう努めること。

(2) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を

の処遇を行うこと。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

(イ) および(ウ) 省略

ク 省略

6～9 省略

10 運営規程の整備

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～キ 省略

ク 虐待の防止のための措置に関する事項

ク その他特別養護老人ホームの運営に関する重要事項

11 人権への配慮等

(1) 設置者は、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めること。

(2) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を

7/18

設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

12 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該特別養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月

設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

12 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該特別養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月

に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知すること。

イ 省略

ウ 職員に対する研修を定期的に行うこと。

エ 省略

(3) 省略

13 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知すること。
この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 省略

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

エ 省略

(3) 省略

13 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

14 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

9/18

14 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が特別養護老人ホームを退所した日から2年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第16項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第17項第2号の規定による苦情の内容等の記録

15 省略

16 事故発生時の対応

(1) 設置者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。

エ 省略

(新設)

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

15 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が特別養護老人ホームを退所した日から2年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第17項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第18項第2号の規定による苦情の内容等の記録

16 省略

17 事故発生時の対応

(1) 設置者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

エ 省略

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

10/18

(2)～(4) 省略
17および18 省略
(新設)

別表第2 (第3条関係)

ユニット型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。

(2)～(4) 省略
18および19 省略
20 雑則

(1) 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(次号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 設置者およびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この号において「説明等」という。)のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

別表第2 (第3条関係)

ユニット型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を

11/18

3 構造および設備

- (1) 省略
- (2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(イ) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合には、入居者相互の視線の遮断を確保すること。

イ 省略

- (3) 省略

4～8 省略

9 別表第1第4項および第9項から第18項までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、同表第4項第1号中「入所定員」とあるのは「ユニットの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第2号中「入所しよう」とあるのは「入居しよう」と、「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第3号中「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、「入所に」とあるのは「入居に」

超えないこと。

3 構造および設備

- (1) 省略
- (2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

イ 省略

- (3) 省略

4～8 省略

9 別表第1第4項および第9項から第20項までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、同表第4項第1号中「入所定員」とあるのは「ユニットの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第2号中「入所しよう」とあるのは「入居しよう」と、「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第3号中「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、「入所に」とあるのは「入居に」

12/18

と、同項第5号中「退所」とあるのは「退居」と、同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第2第4項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第10項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第11項第1号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同表第14項第2号ア中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同号イ中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同号ウ中「第5項第2号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第16項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第16項第3号」と、同号オ中「第17項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第17項第2号」と、同表第17項第1号および第3号ならびに第18項第2号中「行った処遇」とあるのは「提供したサービス」と読み替えるものとする。

別表第3（第3条関係）

地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 職員

(1) 第4号において準用する別表第1第3項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは医師を、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員または事務員その他の職員につい

と、同項第5号中「退所」とあるのは「退居」と、同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第2第4項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第10項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第11項第1号および第14項第1号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同表第15項第2号ア中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同号イ中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同号ウ中「第5項第2号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第17項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第17項第3号」と、同号オ中「第18項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第18項第2号」と、同表第18項第1号および第3号ならびに第19項第2号中「行った処遇」とあるのは「提供したサービス」と読み替えるものとする。

別表第3（第3条関係）

地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

- 1 省略
- 2 職員

(1) 第4号において準用する別表第1第3項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは医師を、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員または事務員その他の職員につい

13/18

ては、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときはこれらの職員を、それぞれ置かないことができる。

ア 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員、調理員または事務員その他の職員。

イ～オ 省略

(2)および(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの職員については、別表第1第3項（第1号ただし書、第4号および第6号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第9号中「第3号」とあるのは「別表第3第2項第4号において準用する第3号」と、「前号」とあるのは「同項第4号において準用する前号」と、同項第10号中「第4号から第6号まで」とあるのは「別表第3第2項第4号において準用する第5号」と、同項第12号中「すること」とあるのは「すること。ただし、サテライト型居住施設に置く生活相談員にあつては、この限りでない」と、同項第13号中「看護職員のうち」とあるのは「介護職員および看護職員のうち、それぞれ」と、「すること」とあるのは「すること。ただし、サテライト型居住施設に置く看護職員にあつては、この限りでない」と読み替えるものとする。

ては、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときはこれらの職員を、それぞれ置かないことができる。

ア 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員または事務員その他の職員

イ～オ 省略

(2)および(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの職員については、別表第1第3項（第4号および第6号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第1号ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の」とあるのは「他の」と、同項第9号中「第3号」とあるのは「別表第3第2項第4号において準用する第3号」と、「前号」とあるのは「同項第4号において準用する前号」と、同項第10号中「第4号から第6号まで」とあるのは「別表第3第2項第4号において準用する第5号」と、同項第12号中「すること」とあるのは「すること。ただし、サテライト型居住施設に置く生活相談員にあつては、この限りでない」と、同項第13号中「看護職員のうち」とあるのは「介護職員および看護職員のうち、それぞれ」と、「すること」とあるのは「すること。ただし、サテライト型居住施設に置く看護職員にあつては、この限りでない」と読み替えるものとする。

3 連携等

(1) 省略

(2) 設置者は、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

(新設)

(3) 設置者は、前号の規定による報告、評価、要望、助言等について、記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの連携等については、別表第1第18項の規定を準用する。

4 別表第1第1項および第4項から第17項までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同表第6項第6号中「介護職員（常勤の者に限る。）」とあるのは「介護職員」と、同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第3第2項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第14項第2号ウ中「第5項第2号カ」とあるのは「別表第3第4項において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第16項第3号」とあるのは「別表第3第4項において準用する第16項第3号」と、同号オ中「第17項第2号」とあ

3 連携等

(1) 省略

(2) 設置者は、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。この場合において、運営推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(3) 前後段の規定によりテレビ電話装置等を用いて運営推進会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

(4) 設置者は、第2号の規定による報告、評価、要望、助言等について、記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの連携等については、別表第1第19項の規定を準用する。

4 別表第1第1項、第4項から第18項までおよび第20項の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同表第6項第6号中「介護職員（常勤の者に限る。）」とあるのは「介護職員」と、同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第3第2項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第15項第2号ウ中「第5項第2号カ」とあるのは「別表第3第4項において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第17項第3号」とあるのは「別表第3第4項において準用する第17項第3号」と、同号オ中「第18項第2

15/18

るのは「別表第3第4項において準用する第17項第2号」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

別表第1第2項第1号および第3号（イ、キおよびケを除く。）から第7号まで、第3項から第5項（第2号アおよびウを除く。）まで、第6項（第1号および第2号を除く。）、第8項（第2号を除く。）から第18項まで、別表第2第1項から第3項（第3号を除く。）まで、第4項（第4号を除く。）、第5項第1号、第6項（第4号を除く。）、第7項および第8項第1号ならびに別表第3第1項（第3号を除く。）、第2項（第4号を除く。）および第3項（第4号を除く。）の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、「処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、別表第1第2項第3号ア（ア）ただし書中「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」とあるのは「2人」と、同号オ（ア）中「のある階ごとに居室に近接して」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号コ（ア）中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる」と、同号コ（イ）中「廊下」とあるのは「廊下、共

号」とあるのは「別表第3第4項において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第4（第3条関係）

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

別表第1第2項第1号および第3号（イ、キおよびケを除く。）から第7号まで、第3項から第5項（第2号アおよびウを除く。）まで、第6項（第1号および第2号を除く。）、第8項（第2号を除く。）から第20項まで、別表第2第1項から第3項（第3号を除く。）まで、第4項（第4号を除く。）、第5項第1号、第6項（第4号を除く。）、第7項および第8項第1号ならびに別表第3第1項（第3号を除く。）、第2項（第4号を除く。）および第3項（第5号を除く。）の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、「処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、別表第1第2項第3号ア（ア）ただし書中「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」とあるのは「2人」と、同号オ（ア）中「のある階ごとに居室に近接して」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号コ（ア）中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる」と、同号コ（イ）中「廊下」とあるのは「廊下、共

16/18

-24-

同生活室」と、同号コ(オ)中「居室、静養室、浴室、食堂および機能訓練室(以下「居室、静養室等」とあるのは「ユニットおよび浴室(以下「ユニット等」と、同項第5号中「居室、静養室等」とあるのは「ユニット等」と、同項第6号イ(ア)中「第13項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第13項第1号」と、同号イ(イ)中「第13項第4号」とあるのは「別表第4において準用する第13項第4号」と、「同項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第13項第1号」と、同表第3項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、同表第4項第1号中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第2号中「入所しよう」とあるのは「入居しよう」と、「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第3号中「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第5号中「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同号エ中「職員は、懇切丁寧を旨とし」とあるのは「職員は」と、「処遇上必要な事項」とあるのは「サービスの提供方法等」と、同表第6項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「施設長は」とあるのは「施設長は、排せつの自立を図りつつ」と、同表第8項第6号中「入所する」とあるのは「入居する」と、同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第3項第1号」と、同表第10項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第11項第1号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同表第14項第2号ア中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同号イ中「処遇」とあるのは「提供したサービス」と、同号ウ中「第

同生活室」と、同号コ(オ)中「居室、静養室、浴室、食堂および機能訓練室(以下「居室、静養室等」とあるのは「ユニットおよび浴室(以下「ユニット等」と、同項第5号中「居室、静養室等」とあるのは「ユニット等」と、同項第6号イ(ア)中「第13項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第13項第1号」と、同号イ(イ)中「第13項第4号」とあるのは「別表第4において準用する第13項第4号」と、「同項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第13項第1号」と、同表第3項第1号ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の」とあるのは「他の」と、同表第4項第1号中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第2号中「入所しよう」とあるのは「入居しよう」と、「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第3号中「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第5号中「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同項第2号エ中「職員は、懇切丁寧を旨とし」とあるのは「職員は」と、「処遇上必要な事項」とあるのは「サービスの提供方法等」と、同表第6項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「施設長は」とあるのは「施設長は、排せつの自立を図りつつ」と、同表第8項第6号中「入所する」とあるのは「入居する」と、同表第9項中「第3項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第3項第1号」と、同表第10項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第11項第1号および第14項第1号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同表第15項第2号ア中「処遇計画」とあるのは「サー

17/18

5項第2号カ」とあるのは「別表第4において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第16項第3号」とあるのは「別表第4において準用する第16項第3号」と、同号オ中「第17項第2号」とあるのは「別表第4において準用する第17項第2号」と、同表第17項第1号および第3号ならびに第18項第2号中「行った処遇」とあるのは「提供したサービス」と読み替えるものとする。

サービス提供計画」と、同号イ中「処遇」とあるのは「提供したサービス」と、同号ウ中「第5項第2号カ」とあるのは「別表第4において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第17項第3号」とあるのは「別表第4において準用する第17項第3号」と、同号オ中「第18項第2号」とあるのは「別表第4において準用する第18項第2号」と、同表第18項第1号および第3号ならびに第19項第2号中「行った処遇」とあるのは「提供したサービス」と読み替えるものとする。

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～16 省略</p> <p>17 平成15年4月1日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所（同日において建築の工事中のものであって、同日後に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第1条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第140条の14に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成23年9月1日において、改修、改築または増築の工事中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等基準」という。）第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う事業所を除く。）であって、同日後に指定居宅サービス等旧基準第1</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～16 省略</p> <p>(削除)</p>

<p>40条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）については、この条例の施行の日から最初の法第70条の2第1項の指定の更新の日までの間は、次項から第21項までの規定によることができる。</p> <p>18 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事項（一部ユニット型特別養護老人ホーム（滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）付則第10項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、当該一部ユニット型特別養護老人ホームの入居者に利用されていない居室の全部または一部を利用して一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、第3号および第4号を除く。）を記載した規程を定めなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) ユニット部分（ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分をいう。以下同じ。）の利用定員（別表第8第2項第2号アに規定する利用定員をいう。以下この項において同じ。）およびユニット部分以外の部分の利用定員（同表第1項第2号アに規定する利用定員をいう。）</p>	<p>(削除)</p>
--	-------------

21 一部ニツト型指定短期入所生活介護事業者が一部ニツト型指定介護予防短期入所生活介護事業者(遊園果介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスの関係する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年遊園果条例第20号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。)付則第14項に規定する一部ニツト型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ニツト型指定短期入所生活介護事業者と一部ニツト型指定介護予防短期入所生活介護(同項に規定する一部ニツト型指定介護予防短期入所生活介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス基準条例付則第17項に規定する設備に関する基準を満たすこととをもち、前項に規定する設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

22 平成17年10月1日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行っていた事業者(同日において建築の工事中のものであって、同日後に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを言ふ。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であつて、一部ニツト型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等旧基準第155条の13に規定する一部ニツト型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)を行つた者(以下「一部ニツト型指定短期入所療養介護事業者」という。)

(削除)

(削除)

(4) ニツト部分のニツトの敷およびニツトごとの利用定員

(5) ニツト部分の利用者およびニツト部分以外の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額

(6) 通常の送迎の実施地域

(7) サービスの利用に当たつての留意事項

(8) 緊急時における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他一部ニツト型指定短期入所生活介護事業所の運営に関する重要事項

19 別表第8第1項第5号ア、イおよびオ、第6号カ、第7号アおよびク(別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までの規定を準用する部分に限る。)第8号キおよびク、第10号ア、第11号ならびに第12号の規定は、一部ニツト型指定短期入所生活介護の事業について準用する。

20 前2項に定めるもののほか、一部ニツト型指定短期入所生活介護の事業者ならびに設備および運営に関する基準は、ニツト部分にあっては別表第8第2項に、ニツト部分以外の部分にあっては別表第1項に定めるところによる。ただし、一部ニツト型指定短期入所生活介護事業所の設備のうち、浴室、医務室、洗濯室または洗濯機、調理室、汚物処理室および介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ1の設備をもち、ニツト部分およびニツト部分以外の部分に共通の設備とすることができ

(削除)

(削除)

が当該事業を行う事業所であるもの（平成23年9月1日において、改修、改築または増築の工事中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所（指定居室サービス等基準第155条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、同日後に指定居室サービス等旧基準第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については、この条例の施行の日から最初の法第70条の2第1項の指定の更新の日までの間は、次項から第24項までの規定によることができる。

23 付則第18項（第3号、第4号および第8号を除く。）および第20項ならびに別表第9第1項第3号カ（別表第1第1項第3号ケの規定を準用する部分に限る。）、第4号アおよびウ、第5号、第6号アならびに第7号（別表第1第1項第6号ア（イ）から（エ）までの規定を準用する部分に限る。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、付則第20項中「前2項」とあるのは「付則第23項」と、「別表第8第2項」とあるのは「別表第9第2項」と、同項ただし書中「医務室」とあるのは「診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室」と、「介護材料室」とあるのは「サービス・ステーション」と読み替えるものとする。

(削除)

24 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス基準条例付則第19項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期

(削除)

5/65

入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス基準条例付則第20項において読み替えて準用する指定介護予防サービス基準条例付則第17項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項において準用する付則第20項に規定する設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

25 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。次項および付則第27項において同じ。）を行って別表第10第1項第1号に規定する指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所に併設される同号に規定する指定特定施設をいう。以下この項から付則第27項までにおいて同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の数は、同表第1項第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) および(2) 省略

17 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。次項および付則第27項において同じ。）を行って別表第10第1項第1号に規定する指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所に併設される同号に規定する指定特定施設をいう。以下この項から付則第19項までにおいて同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の数は、同表第1項第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) および(2) 省略

6/65

-28-

26 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員および計画作成担当者の数は、同項第4号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とする。

27 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って別表第10第1項第1号に規定する指定特定施設入居者生活介護または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、同表第1項第2号および第2項第3号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所および食堂を置かないことができる。

別表第1（第3条関係）

訪問介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定訪問介護の事業

(1)および(2) 省略

18 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員および計画作成担当者の数は、同項第4号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とする。

19 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って別表第10第1項第1号に規定する指定特定施設入居者生活介護または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、同表第1項第2号および第2項第3号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所および食堂を置かないことができる。

別表第1（第3条関係）

訪問介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定訪問介護の事業

(1)および(2) 省略

7/65

(3) 従業者

ア～サ 省略

(新設)

(4) サービスの提供

(新設)

ア 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用の申込みをした者（以下「利用申込者」という。）またはその家族に対し、第7号アに規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付（当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。）およびその説明を行い、当該利用申込者の同意を得ること。

イ～セ 省略

(5)および(6) 省略

(7) 運営規程の整備等

(3) 従業者

ア～サ 省略

シ 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(4) サービスの提供

ア 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

イ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用の申込みをした者（以下「利用申込者」という。）またはその家族に対し、第7号アに規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付（当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。）およびその説明を行い、当該利用申込者の同意を得ること。

ウ～ツ 省略

(5)および(6) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア 省略

イ 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア)～(オ) 省略

(新設)

(カ) 省略

ウおよびエ 省略

(新設)

オ 省略

(8) 人権への配慮等

ア 省略

イ 指定訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

(9) 衛生管理等

アおよびイ 省略

(新設)

ア 省略

イ 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア)～(オ) 省略

(カ) 虐待の防止のための措置に関する事項

(キ) 省略

ウおよびエ 省略

オ 指定訪問介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

カ 省略

(8) 人権への配慮等

ア 省略

イ 指定訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

ウ 指定訪問介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合

において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(ウ) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的

に実施すること。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(9) 衛生管理等

アおよびイ 省略

ウ 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を訪問介護員等に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

(ウ) 訪問介護員等に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

之 省略

(10) 指定訪問介護事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(11) 記録の整備

ア 省略

イ 指定訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定訪問介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア) 省略

(イ) 第4号スの規定による提供したサービスの内容等の具体的な記録

(ウ)～(オ) 省略

三 省略

(10) 業務継続計画の策定等

ア 指定訪問介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

イ 指定訪問介護事業者は、業務継続計画を訪問介護員等に周知すること。

ウ 指定訪問介護事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

エ 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(11) 記録の整備

ア 省略

イ 指定訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定訪問介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア) 省略

(イ) 第4号セの規定による提供したサービスの内容等の具体的な記録

(ウ)～(オ) 省略

11/65

(12)～(15) 省略

(16) 連携等

ア～ウ 省略

(新設)

(新設)

(12)～(15) 省略

(16) 連携等

ア～ウ 省略

エ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護を提供するよう努めること。

(17) 雑則

ア 指定訪問介護事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4号オおよびイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

イ 指定訪問介護事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、

12/65

2 共生型訪問介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 前項第1号および第4号から第16号までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同項第11号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「次項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

3 基準該当訪問介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の従業者については、第1項第3号ケからシまでの規定を準用する。

(3) 省略

書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

2 共生型訪問介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 前項第1号および第4号から第17号までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

3 基準該当訪問介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の従業者については、第1項第3号ケからシまでの規定を準用する。

(3) 省略

13/65

(4) 第1項第1号、第4号（ケおよびコを除く。）、第5号（アを除く。）、第6号（ウ(イ)を除く。）、第7号から第15号（カからクまでを除く。）までおよび第16号の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「第3項第4号において準用する第7号ア」と、同号シ中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第11号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係）

訪問入浴介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定訪問入浴介護の事業

(1) 省略

(2) 設備

(4) 第1項第1号、第4号（コおよびサを除く。）、第5号（アを除く。）、第6号（ウ(イ)を除く。）、第7号から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号および第17号の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「第3項第4号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「第3項第4号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係）

訪問入浴介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定訪問入浴介護の事業

(1) 省略

(2) 設備

14/65

-32-

ア 省略

イ 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（同号に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項第2号アに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 従業者

ア～オ 省略

(新設)

ア 省略

イ 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）第2第1項第1号に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（同号に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項第2号アに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 従業者

ア～オ 省略

カ 指定訪問入浴介護事業者は、看護職員および介護職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての看護職員および介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

15/65

カ アからオまでに定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員および介護職員」と読み替えるものとする。

(4) 省略

(5) 衛生管理等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業の衛生管理等については、別表第1第1項第9号の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同号イ中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備」と、同号ウ中「医師」とあるのは「医師または省令第115条第1項第11号に規定する協力医療機関」と読み替えるものとする。

(6) 別表第1第1項第4号（ニを除く。）、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号（イ（ア）を除く。）、第12号および第13号から第16号までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「交通費」とあるのは「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用」と、同項第7号イ中「事項

キ アからカまでに定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カ、ケ、コおよびシの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員および介護職員」と読み替えるものとする。

(4) 省略

(5) 衛生管理等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業の衛生管理等については、別表第1第1項第9号の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同号イ中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備」と、同号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第115条第1項第11号に規定する協力医療機関」と読み替えるものとする。

(6) 別表第1第1項第4号（シを除く。）、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号（イ（ア）を除く。）、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「交通費」とあるのは「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用」と、同項第7号イ中「事項

16/65

-33-

を」とあるのは「事項およびサービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第11号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問入浴介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、基準該当訪問入浴介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでおよび同表第3項第2号エならびに前項第3号イおよびウの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員および介護職員」と読み替えるものとする。

(3) 別表第1第1項第4号(ケおよびコを除く。)、第5号(アを除く。)、第6号ウ(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号から第11号(イ(ア)を除く。)まで、第12号、第13号から第1

を」とあるのは「事項およびサービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問入浴介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、基準該当訪問入浴介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに同表第3項第2号エならびに前項第3号イ、ウおよびカの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員および介護職員」と読み替えるものとする。

(3) 別表第1第1項第4号(コおよびサを除く。)、第5号(アを除く。)、第6号ウ(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号から第11号(イ(ア)を除く。)まで、第12号、第13号から第1

17/65

5号(カからクまでを除く。)までならびに第16号ならびに前項第1号、第4号(エを除く。)および第5号アの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同表第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第7号ア」と、同号シ中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「交通費」とあるのは「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項およびサービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第9号イ中「設備」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備」と、同号ウ中「医師」とあるのは「医師またはあらかじめ基準該当訪問入浴介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

5号(カからクまでを除く。)まで、第16号ならびに第17号ならびに前項第1号、第4号(エを除く。)および第5号アの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同表第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「交通費」とあるのは「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項およびサービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第9号イ中「設備」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備」と、同号エ中「医師」とあるのは「医師またはあらかじめ基準該当訪問入浴介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは

18/65

-34-

別表第3 (第3条関係)

訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 従業者

(1)～(9) 省略

(10) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員等」と読み替えるものとする。

4 サービスの提供

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号(ウを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と読み替えるものとする。

5 省略

「別表第2第2項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第3 (第3条関係)

訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 従業者

(1)～(9) 省略

(10) 前各号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員等」と読み替えるものとする。

4 サービスの提供

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、指定訪問看護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号(エを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第7号ア」と、同号ロ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と読み替えるものとする。

5 省略

19/65

6 別表第1第1項第5号、第7号から第11号(イ(ア)を除く。)まで、第12号および第13号から第16号までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額」と、同項第9号ウ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第5号イに規定する主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書および訪問看護報告書」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第4 (第3条関係)

訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に

6 別表第1第1項第5号、第7号から第11号(イ(ア)を除く。)まで、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額」と、同項第9号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第5号イに規定する主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書および訪問看護報告書」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4 (第3条関係)

訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に

関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士等」と読み替えるものとする。

5 訪問リハビリテーション計画等

(1) 医師および理学療法士等は、次に掲げるところにより、訪問リハビリテーション計画（指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。

ア 省略

イ リハビリテーション会議（医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「医師等」という。）ならびに利用者およびその家族により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の病状等に関する情報をリハビリテーションに関する専門的な見地から医師等ならびに利用者およびその家族が共有するよう努めること。

関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士等」と読み替えるものとする。

5 訪問リハビリテーション計画等

(1) 医師および理学療法士等は、次に掲げるところにより、訪問リハビリテーション計画（指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）の作成等を行うこと。

ア 省略

イ リハビリテーション会議（医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「医師等」という。）ならびに利用者およびその家族により構成される会議の開催により、利用者の病状等に関する情報をリハビリテーションに関する専門的な見地から医師等ならびに利用者およびその家族が共有するよう努めること。この場合において、リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

21/65

(新設)

(2)～(4) 省略

6 別表第1第1項第4号（コを除く。）、第5号、第7号（イ（オ）およびオを除く。）から第9号（ウを除く。）まで、第10号から第12号までおよび第13号から第16号までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ（エ）中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「訪問リハビリテーション計画」と、同号イ（イ）中「第4号エ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号エ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中

ウ イ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてリハビリテーション会議を開催する場合において、利用者またはその家族が参加するときは、当該利用者またはその家族の同意を得ること。

(2)～(4) 省略

6 別表第1第1項第4号（サを除く。）、第5号、第7号（イ（オ）およびカを除く。）から第9号（ニを除く。）まで、第10号から第12号までおよび第13号から第17号までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ（エ）中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「訪問リハビリテーション計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中

22/65

「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第5（第3条関係）

居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

5 指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定居宅療養管理指導を提供すること。

(1) 省略

(2) 薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導

ア～ウ 省略

(新設)

「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第5（第3条関係）

居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

5 指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、指定居宅療養管理指導を提供すること。

(1) 省略

(2) 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導

ア～ウ 省略

エ 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者

23/65

三 省略

(新設)

(3) 前2号に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の提供については、別表第1第1項第6号ウ(ア)、(エ)、(キ)、(ク)および(ケ)の規定を準用する。この場合において、同号ウ(ア)中

から求めがあった場合は、サービス担当者会議に参加すること等により、居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対して情報提供または助言の内容を記載した文書を交付することにより行わなければならない。

オ 省略

(3) 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導

ア 医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行うこと。

イ 懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について適切に指導または説明を行うこと。

ウ 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切にサービスを提供すること。

エ 指定居宅療養管理指導を提供したときは、速やかに、その内容を診療記録に記載するとともに、医師または歯科医師に報告すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の提供については、別表第1第1項第6号ウ(ア)、(エ)、(キ)、(ク)および(ケ)の規定を準用する。この場合において、同号ウ(ア)中

24/65

-37-

「指定訪問介護の目標を設定し、計画的」とあるのは「計画的」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(キ)中「心身」とあるのは「病状、心身」と、相談および助言」とあるのは「サービスを提供」と、同号ウ(ク)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

- 6 別表第1第1項第4号(クからコまでを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびカを除く。)から第9号(ウを除く。)まで、第10号、第11号(イ(ア)を除く。)、第12号および第13号から第16号までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号ウ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した」とあるのは「指定居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「種類」と、同項第11号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別

「指定訪問介護の目標を設定し、計画的」とあるのは「計画的」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号ウ(キ)中「心身」とあるのは「病状、心身」と、相談および助言」とあるのは「サービスを提供」と、同号ウ(ク)中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

- 6 別表第1第1項第4号(ケからサまでを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびカを除く。)から第9号(エを除く。)まで、第10号、第11号(イ(ア)を除く。)、第12号および第13号から第17号までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号シ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「および指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した」とあるのは「指定居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「種類」と、同項第11号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別

25/65

表第5第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第6(第3条関係)

通所介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定通所介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～コ 省略

サ アからコまでに定めるもののほか、指定通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4)および(5) 省略

(6) 衛生管理等

ア 省略

表第5第6項において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6(第3条関係)

通所介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定通所介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～コ 省略

サ アからコまでに定めるもののほか、指定通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カ、ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4)および(5) 省略

(6) 衛生管理等

ア 省略

26/65

イ 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずること。

(新設)

(新設)

(新設)

ウ 省略

(7) 非常災害対策

ア～エ 省略

オ 指定通所介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

イ 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

(ウ) 従業者に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

ウ 省略

(7) 非常災害対策

ア～エ 省略

オ 指定通所介護事業者は、エの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

(8) 連携等

ア 指定通所介護事業者は、その提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。

27/65

(8) 別表第1第1項第4号(コおよびサを除く。)、第5号、第7号、第8号、第11号、第12号および第13号から第16号までの規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第6第1項第8号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所介護の利用定員、サ

イ 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護を提供するよう努めること。

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定通所介護の事業の連携等については、別表第1第1項第16号アおよびイの規定を準用する。

(9) 別表第1第1項第4号(サおよびシを除く。)、第5号、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第15号までおよび第17号の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所介護

サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第6第1項第8号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第1項第8号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第1項第8号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と読み替えるものとする。

2 共生型通所介護の事業

(1) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(2) 省略

(3) 別表第1第1項第4号(ニおよびサを除く。)、第5号、第6号

の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第1項第9号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 共生型通所介護の事業

(1) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カ、ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(2) 省略

(3) 別表第1第1項第4号(サおよびシを除く。)、第5号、第6号

29/65

ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第11号、第12号ならびに第13号から第16号までならびに前項第1号、第2号エ、第4号および第5号(ウを除く。)から第7号までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、共生型通所介護に通常要する時間を超える共生型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共生型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他共生型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに共生型通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」

ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第16号(ウおよびエを除く。)までならびに第17号ならびに前項第1号、第2号エ、第4号および第5号(ウを除く。)から第8号(ウを除く。)までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、共生型通所介護に通常要する時間を超える共生型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共生型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他共生型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに共生型通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害

とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第2項第3号において準用する同表第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、前項第2号エ中「ウただし書の場合(指定通所介護事業者が、夜間および深夜に当該指定通所介護事業所の設備を当該指定通所介護事業所の用途以外の用途(宿泊サービスの事業の用途に限る。)に供する場合に限る。)」とあるのは「夜間および深夜に当該共生型通所介護の事業を行う事業所の設備を当該事業所の用途以外の用途(宿泊サービスの事業の用途に限る。)に供する場合」と読み替えるものとする。

3 基準該当通所介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～ケ 省略

容対策を」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第2項第3号において準用する同表第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号オ」と、前項第2号エ中「ウただし書の場合(指定通所介護事業者が、夜間および深夜に当該指定通所介護事業所の設備を当該指定通所介護事業所の用途以外の用途(宿泊サービスの事業の用途に限る。)に供する場合に限る。)」とあるのは「夜間および深夜に当該共生型通所介護の事業を行う事業所の設備を当該事業所の用途以外の用途(宿泊サービスの事業の用途に限る。)に供する場合」と読み替えるものとする。

3 基準該当通所介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～ケ 省略

31/65

コ アからケまでに定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでおよび同表第3項第2号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(3) 別表第1第1項第4号(ケからサまでを除く。)、第5号(アを除く。)、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第11号、第12号、第13号から第15号(カからクまでを除く。)までならびに第16号ならびに第1項第1号、第4号および第5号(ウを除く。)から第7号までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第7号ア」と、同号シ中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、基準該当通所介護に通常要する時間を超える基準該当通所介護であって利用者の選定に係るも

コ アからケまでに定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに同表第3項第2号エならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(3) 別表第1第1項第4号(コからシまでを除く。)、第5号(アを除く。)、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号(ウおよびエを除く。)ならびに第17号ならびに第1項第1号、第4号および第5号(ウを除く。)から第8号(ウを除く。)までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第7号ア」と、同号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、基準該当通所介護に通常要する時間を超え

の提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の基準該当通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他基準該当通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに基準該当通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

る基準該当通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の基準該当通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他基準該当通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに基準該当通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

33/65

別表第7(第3条関係)

通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の従業者については、別表第1第1項第3号コおよびサの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

4 省略

5 別表第1第1項第4号(コおよびサを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびオを除く。)、第8号、第9号ウ、第11号、第12号および第13号から第16号までならびに別表第6第1項第4号、第6号および第7号の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第5項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行

別表第7(第3条関係)

通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の従業者については、別表第1第1項第3号コおよびシならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

4 省略

5 別表第1第1項第4号(サおよびシを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびカを除く。)、第8号、第10号から第12号までおよび第13号から第17号までならびに別表第6第1項第4号、第6号および第7号の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第7第5項において準用する第7号ア」と、同号ソ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行

34/65

-42-

して行う送迎に要する費用、指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所リハビリテーションの利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と、同号イ（イ）中「第4号ス」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号ス」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第16号イ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と読み替えるものとする。

別表第8（第3条関係）

う送迎に要する費用、指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定通所リハビリテーションの利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第5項において準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と読み替えるものとする。

別表第8（第3条関係）

35/65

短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所生活介護の事業

(1) 省略

(2) 利用定員

ア～ウ 省略

エ 地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準条例第2条第2項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設される指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、ア本文およびイの規定にかかわらず、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を上限とすること。

(3) 省略

(4) 従業者

ア～ケ 省略

三 生活相談員および介護職員または看護職員のうち、それぞれ1

短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所生活介護の事業

(1) 省略

(2) 利用定員

ア～ウ 省略

エ 地域密着型特別養護老人ホーム（滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第2項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設される指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、ア本文およびイの規定にかかわらず、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を上限とすること。

(3) 省略

(4) 従業者

ア～ケ 省略

ロ アの規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所または指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保すること。

サ 生活相談員および介護職員または看護職員のうち、それぞれ1

36/65

-43-

人は、常勤の者とする。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあつては、この限りでない。

サ 省略

シ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第4号ア（同号アに規定する管理者に係る部分を除く。）からサまでに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、ア（管理者に係る部分を除く。）からサまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

ス アからシまでに定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびスの規定を準用する。

(6)～(11) 省略

人は、常勤の者とする。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあつては、いずれも常勤の者とするを要しない。

シ 省略

ス 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第4号ア（同号アに規定する管理者に係る部分を除く。）からシまでに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、ア（管理者に係る部分を除く。）からシまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

セ アからスまでに定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カ、ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセの規定を準用する。

(6)～(11) 省略

37/65

(12) 別表第1第1項第7号、第8号、第9号ウ、第11号、第12号および第13号から第16号（アを除く。）までならびに別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）」、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第1項第7号イ（エ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号ス」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

(12) 別表第1第1項第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までおよび第17号ならびに別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）」、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第1項第7号イ（エ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ（イ）中「第4号セ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号セ」と、同号イ（ウ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第14号イ」と、同号イ（エ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第15号イ」と、同号イ（オ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

38/65

2 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1) 省略

(2) 利用定員

ア ユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第2号イに規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護（同項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この項において同じ。）の数の上限をいう。以下この項において同じ。）は、おおむね10人以下とすること。

イ 省略

(3) 構造および設備

アおよびイ 省略

ウ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 居室

2 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1) 省略

(2) 利用定員

ア ユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第2号イに規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護（同項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この項において同じ。）の数の上限をいう。以下この項において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

イ 省略

(3) 構造および設備

アおよびイ 省略

ウ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 居室

39/65

a~c 省略

d ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合には、利用者相互の視線の遮断を確保すること。

e 省略

(イ) ~ (エ) 省略

エ 省略

オ~カ 省略

(4) 従業者

ア~ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでならびに前項第4号（スを除く。）の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、前項第4号シ中「別表第8第1項第4号ア」とあるのは「別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第4号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5) ~ (8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス、第5号オ、第7号、第8号、第9号ウ、第11号、第12号ならびに第13号から第

a~c 省略

(削除)

d 省略。

(イ) ~ (エ) 省略

エ 省略

オ~カ 省略

(4) 従業者

ア~ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カ、ケ、コおよびシ、別表第2第1項第3号ガならびに前項第4号（セを除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と、同号ス中「別表第8第1項第4号ア」とあるのは「別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第4号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5) ~ (8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ、第5号オ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号

16号(アを除く。)まで、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに前項第5号(エおよびオを除く。)、第6号(カを除く。)および第11号の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員(別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)、ユニットの数およびユニットごとの利用定員(別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)、サービスの利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)

から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに前項第5号(エおよびオを除く。)、第6号(カを除く。)および第11号の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員(別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)、ユニットの数およびユニットごとの利用定員(同表第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)、サービスの利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第15

41/65

中「第16号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第16号イ」と、前項第5号イ中「第12号」とあるのは「次項第9号」と、同号ウ中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と読み替えるものとする。

3 共生型短期入所生活介護の事業

- (1) 省略
 - (2) 従業者
- ア 省略

イ アに定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

- (3) 省略

(4) 別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス、第5号オ、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第9号ウ、第11号、第12号ならびに第13号から第16号(アを除く。)まで、別表第6第1項第6号(ウ

号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」と、前項第5号イ中「第12号」とあるのは「次項第9号」と、同号ウ中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と読み替えるものとする。

3 共生型短期入所生活介護の事業

- (1) 省略
 - (2) 従業者
- ア 省略

イ アに定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カ、ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

- (3) 省略

(4) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ、第5号オ、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第

42/65

を除く。)および第7号ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(カを除く。)、第7号(ウを除く。)から第11号までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員(別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と、第1項第5号イ中「第12号」と

17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。))および第7号ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(カを除く。)、第7号(ウを除く。)から第11号までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員(別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または省令第121条第1項第13号に規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と

43/65

あるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者については、第1項第4号エからカまで、クおよびシの規定を準用する。この場合において、同号ク中「ウおよびエ」とあるのは「第4項第4号エにおいて準用するエ」と、「指定を受けよう」とあるのは「事業を開始しよう」と読み替えるものとする。

オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでおよび同表第3項第2号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(5) 省略

(6) 別表第1第1項第4号イからキまで、シおよびス、第5号オ、第

と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者については、第1項第4号エからカまで、クおよびシの規定を準用する。この場合において、同号ク中「ウおよびエ」とあるのは「第4項第4号エにおいて準用するエ」と、「指定を受けよう」とあるのは「事業を開始しよう」と読み替えるものとする。

オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに同表第3項第2号エならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(5) 省略

(6) 別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、スおよびセ、第5号オ、

6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第9号ウ、第11号、第12号、第13号から第15号(カからクまでを除く。)までならびに第16号(アを除く。)、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(アを除く。)、第7号アおよびイならびに第8号から第11号までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号シ中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号オ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「医師」とあるのは「医師またはあらかじめ基準該当短期入所生活介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ

第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号(アおよびエを除く。)ならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(アを除く。)、第7号(ウを除く。)から第11号までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ス中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号オ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師またはあらかじめ基準該当短期入所生活介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第4項第6号において準用する同表第1

45/65

(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第16号イ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第4項第6号」と、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と、同項第6号イ中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第8号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

別表第9(第3条関係)

短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所療養介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～カ 省略

項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第4項第6号」と、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と、同項第6号イ中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第8号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

別表第9(第3条関係)

短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所療養介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～カ 省略

キ アからカまでに定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびスならびに別表第8第1項第5号イの規定を準用する。この場合において、同号イ中「第12号」とあるのは、「別表第9第1項第7号」と読み替えるものとする。

(5) および(6) 省略

(7) 別表第1第1項第5号オ、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)、第7号(イ(オ)およびオを除く。)、第8号、第11号、第12号ならびに第13号から第16号(アを除く。)まで、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに別表第8第1項第6号(カを除く。)、第7号(ウを除く。)、第9号、第10号(アを除く。)および第11号の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは

キ アからカまでに定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4ア、ウからクまで、コ、スおよびセならびに別表第8第1項第5号イの規定を準用する。この場合において、同号イ中「第12号」とあるのは、「別表第9第1項第7号」と読み替えるものとする。

(5) および(6) 省略

(7) 別表第1第1項第5号オ、第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(エ)、(オ)、(ク)および(ケ)、第7号(イ(オ)およびオを除く。)、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに別表第8第1項第6号(カを除く。)、第7号(ウを除く。)、第9号、第10号(アを除く。)および第11号の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ア(ウ)および(エ)中

47/65

は「短期入所療養介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに施設の利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第16号イ」と、別表第6第1項第6号(ウを除く。)ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医薬品の管理を適正に行う」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号ア(ア)中「状況」とあるのは「状況、病状」と、「環境を踏まえて」とあるのは「環境ならびに医師の診療の方針に基づき」と、同号イ(ア)中「日

「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号ウ(オ)中「サービスの提供方法等」とあるのは「療養上必要な事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに施設の利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定訪問介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医薬品の管理を適正に行う」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号ア(ア)中「状況」とあるのは「状

常生活に必要な援助」とあるのは「当該利用者の療養」と、同号イ（イ）中「短期入所生活介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同項第9号ア中「および好」とあるのは、「病状および好」と、同号イ中「利用者が」とあるのは「利用者の自立の支援に配慮し、」と、同項第10号イ中「教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要」とあるのは「必要」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでならびに前項第3号アからオまでの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、前項第3号オ中「別表第9第1項第3号ア」とあるのは「別表第9第2項第3号エにおいて準用する同表第1項第3号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第3号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

況、病状」と、「環境を踏まえて」とあるのは「環境ならびに医師の診療の方針に基づき」と、同号イ（ア）中「日常生活に必要な援助」とあるのは「当該利用者の療養」と、同号イ（イ）中「短期入所生活介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同項第9号ア中「および好」とあるのは「病状および好」と、同号イ中「利用者が」とあるのは「利用者の自立の支援に配慮し、」と、同項第10号イ中「教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要」とあるのは「必要」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシ、別表第2第1項第3号カならびに前項第3号アからカまでの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と、前項第3号カ中「別表第9第1項第3号ア」とあるのは「別表第9第2項第3号エにおいて準用する同表第1項第3号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第3号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

49/65

ア 省略

イ アに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号イからキまで、ケ、シおよびス、別表第8第1項第5号イならびに前項第4号アの規定を準用する。この場合において、同表第1項第5号イ中「第12号」とあるのは、「別表第9第2項第5号」と読み替えるものとする。

(5) 別表第1第1項第5号オ、第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（エ）、（オ）、（ク）および（ケ）、第7号（イ）およびオを除く。）、第8号、第11号、第12号ならびに第13号から第16号（アを除く。）まで、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号、別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号イ（ウ）および（エ）、第8号ウ、エおよびカならびに第11号ならびに同表第2項第5号ア、第6号および第7号ならびに前項第4号ア、第5号および第6号アの規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ア（ウ）および（エ）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに施設の利用に当たったの留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供する日および時間ならび

ア 省略

イ アに定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号ア、ウからクまで、コ、スおよびセ、別表第8第1項第5号イならびに前項第4号アの規定を準用する。この場合において、同表第1項第5号イ中「第12号」とあるのは、「別表第9第2項第5号」と読み替えるものとする。

(5) 別表第1第1項第5号オ、第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（エ）、（オ）、（ク）および（ケ）、第7号（イ）およびカを除く。）、第8号、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号、別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号イ（ウ）および（エ）、第8号ウ、エおよびカならびに第11号ならびに同表第2項第5号ア、第6号および第7号ならびに前項第4号ア、第5号および第6号アの規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第6号ア（ウ）および（エ）中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号ウ（エ）中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに施設の利用に当たったの留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定訪問介護を提供

50/65

-50-

に通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第16号イ」と、別表第6第1項第6号(ウを除く。)ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第8号ウ中「心身」とあるのは「病状および心身」と、「援助」とあるのは「支援」と、同号エ中「利用者」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、利用者」と、同号カ中「介護を」とあるのは「看護および介護を」と、同表第2項第6号ア中「介護」とあるのは「看護および医学的管理の下における介護」と、「心身」とあるのは「病状、心身」と、同号イ中「心身」とあるのは「病状、心身」と読み替えるものとする。

別表第10 (第3条関係)

する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所療養介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第8号ウ中「心身」とあるのは「病状および心身」と、「援助」とあるのは「支援」と、同号エ中「利用者」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、利用者」と、同号カ中「介護を」とあるのは「看護および介護を」と、同表第2項第6号ア中「介護」とあるのは「看護および医学的管理の下における介護」と、「心身」とあるのは「病状、心身」と、同号イ中「心身」とあるのは「病状、心身」と読み替えるものとする。

別表第10 (第3条関係)

51/65

特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定特定施設入居者生活介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ス 省略

セ アからスまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでおよび同表第3項第2号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア～ケ 省略

コ アからケまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号イおよびエからカまでの規定を準用する。

(5) 削除

(6) 特定施設サービス計画等

アおよびイ 省略

ウ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げるところによ

特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定特定施設入居者生活介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ス 省略

セ アからスまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに同表第3項第2号エならびに別表第2第1項第3号カの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア～ケ 省略

コ アからケまでに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号ア、ウおよびオからキまでの規定を準用する。

(5) 削除

(6) 特定施設サービス計画等

アおよびイ 省略

ウ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げるところによ

52/65

-51-

り、特定施設サービス計画に基づき、指定特定施設入居者生活介護を提供すること。

(ア)～(オ) 省略

(カ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。

- a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

bおよびc 省略

エ 省略

(7) 連携等

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の連携等については、別表第1第1項第16号(アを除く。)の規定を準用する。

- (8) 別表第1第1項第5号、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第11号、第12号および第13号から第15号まで、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに別表第8第1項第8号(エからカまでを除く。)ならびに第10号アおよびウの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場

り、特定施設サービス計画に基づき、指定特定施設入居者生活介護を提供すること。

(ア)～(オ) 省略

(カ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。

- a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

bおよびc 省略

エ 省略

(7) 連携等

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の連携等については、別表第1第1項第16号(アおよびエを除く。)の規定を準用する。

- (8) 別表第1第1項第5号、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第15号までおよび第17号、別表第6第1項第6号(ウを除く。)および第7号ならびに別表第8第1項第8号(エからカまでを除く。)ならびに第10号アおよびウの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準

53/65

合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続、施設の利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同項第9号ウ中「医師」とあるのは「医師または別表第10第1項第7号アに規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録および同項第6号ウ(オ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第10第1項第4号ク」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第16号イ」と、別表第8第1項第8号イ中「1週間」とあるのは「自ら入浴が困難な利用者について、1週間」と、同号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職

用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続、施設の利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または別表第10第1項第7号アに規定する協力医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録および同項第6号ウ(オ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第10第1項第4号ク」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第8号イ中「1週

員」と、同項第10号ア中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(3)

(4) 従業者

ア～ケ 省略

コ アからケまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでおよび同表第3項第2号エならびに前項第3号スの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同号コ中「指定訪問介護を」とあるのは「基本サービスを」と、前項第3号ス中「ク」とあるのは「次項第4号オ」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア～エ 省略

間」とあるのは「自ら入浴が困難な利用者について、1週間」と、同号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、同項第10号ア中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ケ 省略

コ アからケまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケ、コおよびシならびに同表第3項第2号エ、別表第2第1項第3号カならびに前項第3号スの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、「看護職員および介護職員」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第3号コ中「指定訪問介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同号シ中「指定訪問介護の」とあるのは「基本サービスの」と、前項第3号ス中「ク」とあるのは「次項第4号オ」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア～エ 省略

55/65

オ アからエまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号エからカまでおよび前項第4号（コを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ア中「第8号」とあるのは「次項第7号」と、「その他」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者および受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者および受託居宅サービス事業所の名称、受託居宅サービスの種類その他」と、「入居」とあるのは「入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）」と、同号ウ中「介護居室または一時介護室」とあるのは「他の居室」と、同号ク中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

(6) 省略

(7) 別表第1第1項第5号、第6号ウ（オ）および（ケ）、第7号（イ（ウ）を除く。）、第8号、第9号ウ、第11号、第12号ならびに第13号から第16号（アを除く。）まで、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号、別表第8第1項第10号（イを除く。）ならびに前項第6号（エを除く。）および第7号（ウを除く。）の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するため

オ アからエまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号アおよびオからキまでならびに前項第4号（コを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ア中「第8号」とあるのは「次項第7号」と、「その他」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者および受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者および受託居宅サービス事業所の名称、受託居宅サービスの種類その他」と、「入居」とあるのは「入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）」と、同号ウ中「介護居室または一時介護室」とあるのは「他の居室」と、同号ク中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

(6) 省略

(7) 別表第1第1項第5号、第6号ウ（オ）および（ケ）、第7号（イ（ウ）を除く。）、第8号、第9号エ、第10号から第12号まで、第13号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第6第1項第6号（ウを除く。）および第7号、別表第8第1項第10号（イを除く。）ならびに前項第6号（エを除く。）および第7号（ウを除く。）の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定

56/65

に要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、受託居宅サービス事業者および受託居宅サービス事業所の名称および所在地、利用者が他の居室に移る場合の条件および手続、施設の利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同項第9号ウ中「医師」とあるのは「医師または別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第7号アに規定する協力医療機関」と、同項第11号ア中「および会計」とあるのは「会計および受託居宅サービス事業者」と、同号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第2項第5号イの規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告の記録、同号エの規定による結果等の記録、同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ(オ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて読み替えて準用する同表第1項第4号ク」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第15号イ」と、

訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、受託居宅サービス事業者および受託居宅サービス事業所の名称および所在地、利用者が他の居室に移る場合の条件および手続、施設の利用に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「医師」とあるのは「医師または別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第7号アに規定する協力医療機関」と、同項第10号ア中「指定訪問介護の」とあるのは「基本サービスの」と、同項第11号ア中「および会計」とあるのは「会計および受託居宅サービス事業者」と、同号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第2項第5号イの規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告の記録、同号エの規定による結果等の記録、同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ(オ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて読み替えて準用する同表第1項第4号ク」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第14号イ」と、

57/65

と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第16号イ」と、別表第8第1項第10号ア中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と、前項第6号イ(オ)中「従業者」とあるのは「従業者および受託居宅サービス事業者」と、同号ウ(ア)中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第10号ア中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と、前項第6号イ(オ)中「従業者」とあるのは「従業者および受託居宅サービス事業者」と、同号ウ(イ)中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

別表第11 (第3条関係)

福祉用具貸与の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定福祉用具貸与の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号サ中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

別表第11 (第3条関係)

福祉用具貸与の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定福祉用具貸与の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号サ中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

58/65

(4) 省略

(5) 衛生管理等

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の衛生管理等については、別表第1第1項第9号(ウを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号ア中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(6) 省略

(7) 別表第1第1項第4号(ニを除く。)、第5号、第8号、第10号から第12号までおよび第13号から第16号までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第6号イにおいて準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ウ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号サ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居室を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号シ中「を提供した日およびその内容」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号ウ中「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居室において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において指定福祉用具貸与を提供する場合の交通費およ

(4) 省略

(5) 衛生管理等

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の衛生管理等については、別表第1第1項第9号(エを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(6) 省略

(7) 別表第1第1項第4号(サを除く。)、第5号、第8号、第10号から第12号までおよび第13号から第17号までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第6号イにおいて準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居室を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ス中「を提供した日およびその内容」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号ウ中「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居室において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において指定福祉用具貸与を提供する場合の交通費およ

59/65

び福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同号オ中「内容」とあるのは「種目、品名」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第11第1項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業

(1) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、基準該当福祉用具貸与の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでならびに前項第3号アからウまでの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号サ中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

び福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同号オ中「内容」とあるのは「種目、品名」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第11第1項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業

(1) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、基準該当福祉用具貸与の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでならびに前項第3号アからウまでの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号サ中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

(2) 別表第1第1項第4号(ケおよびコを除く。)、第5号(アを除く。)、第6号ア(イ)から(カ)までならびにウ(ア)、(エ)、(ク)および(ケ)、第7号(イ(オ)を除く。)、第8号、第9号(ウを除く。))から第12号まで、第13号から第15号(カからクまでを除く。))までならびに第16号ならびに前項第1号、第2号、第4号(ウを除く。)、第5号(エを除く。))および第6号アの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第1第2項第2号において準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ウ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号サ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号シ中「を提供した日およびその内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者へ代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において基準該当福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置

(2) 別表第1第1項第4号(コおよびサを除く。)、第5号(アを除く。)、第6号ア(イ)から(カ)までならびにウ(ア)、(エ)、(ク)および(ケ)、第7号(イ(オ)を除く。)、第8号、第9号(エを除く。))から第12号まで、第13号から第15号(カからクまでを除く。))まで、第16号ならびに第17号ならびに前項第1号、第2号、第4号(ウを除く。)、第5号(エを除く。))および第6号アの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第1第2項第2号において準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ス中「を提供した日およびその内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者へ代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において基準該当福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特

61/65

が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同項第6号ア中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号ウ(ア)中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、同号エ中「概要、訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第12(第3条関係)

特定福祉用具販売の事業の従業者ならびに設備および運営に関する

別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同項第6号ア中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号ウ(ア)中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、同号エ中「概要、訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第12(第3条関係)

特定福祉用具販売の事業の従業者ならびに設備および運営に関する

基準

1 および2 省略

3 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定特定福祉用具販売の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでならびに別表第11第1項第3号ウの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号サ中「研修」とあるのは「特定福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

4 省略

5 特定福祉用具販売計画等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、特定福祉用具販売計画の作成等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(ケ)および(ク)ならびに別表第11第1項第4号イ(エ)および(キ)を除く。)の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第6号ウ(ア)中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、別表第11第

基準

1 および2 省略

3 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定特定福祉用具販売の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからシまでならびに別表第11第1項第3号ウの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号サ中「研修」とあるのは「特定福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

4 省略

5 特定福祉用具販売計画等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、特定福祉用具販売計画の作成等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)、(ケ)および(ク)ならびに別表第11第1項第4号イ(エ)および(キ)を除く。)の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第6号ウ(ア)中「防止」とあるのは「防止および利用者を介護する者の負担の軽減」と、同号ウ(エ)中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、別表第11第

1項第4号イ中「福祉用具貸与計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と、同号イ(ア)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料、全国平均貸与価格等」とあるのは「販売費用の額等」と、「貸与」とあるのは「販売」と、同号イ(イ)中「貸与する福祉用具」とあるのは「販売する特定福祉用具」と、同号イ(ウ)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「留意事項、故障時の対応等」とあるのは「留意事項等」と、同号イ(オ)中「当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じ、指定福祉用具貸与の必要性を検討した上で継続する場合には、その」とあるのは「その」と、同号イ(ク)中「福祉用具を貸与する」とあるのは「指定福祉用具を販売する」と、同号イ(ケ)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号(ケ、コおよびシを除く。)、第7号(イ(オ)を除く。)、第8号、第9号(ウを除く。)から第12号までおよび第13号から第16号までならびに別表第11第1項第6号アの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第12第6項において準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ウ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、同号サ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第

1項第4号イ中「福祉用具貸与計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と、同号イ(ア)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料、全国平均貸与価格等」とあるのは「販売費用の額等」と、「貸与」とあるのは「販売」と、同号イ(イ)中「貸与する福祉用具」とあるのは「販売する特定福祉用具」と、同号イ(ウ)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「留意事項、故障時の対応等」とあるのは「留意事項等」と、同号イ(オ)中「当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じ、指定福祉用具貸与の必要性を検討した上で継続する場合には、その」とあるのは「その」と、同号イ(ク)中「福祉用具を貸与する」とあるのは「特定福祉用具を販売する」と、同号イ(ケ)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

6 別表第1第1項第4号(コ、サおよびスを除く。)、第7号(イ(オ)を除く。)、第8号、第9号(エを除く。)から第12号までおよび第13号から第17号までならびに別表第11第1項第6号アの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第12第6項において準用する第7号ア」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、同号シ中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ソ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第

7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、同号エ中「概要、訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第16号イ」と、別表第11第1項第6号ア中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、同号エ中「概要、訪問介護員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と、同号イ(イ)中「第4号セ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号セ」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と、別表第11第1項第6号ア中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 一般病床、精神病床または療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号エ中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。</p> <p>7 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、別表第1第2項第2号エの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとしてすることができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>8 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、別表第1第2項第5号の規定は、適用しない。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 一般病床、精神病床または療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号エ中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。</p> <p>7 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、別表第1第2項第2号エの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとしてすることができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>8 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、別表第1第2項第5号の規定は、適用しない。</p>

1/16

<p>9 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段およびエレベーターに対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号キ(オ)中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されている建築物または2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が耐火構造（同条第7号に規定する耐火構造をいう。）である建築物または不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下の建築物については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>10 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、別表第1第2項第2号キ(ア)（別表第2第3項第3号において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあっては、1.6メートル）以上とすることができる。</p>	<p>9 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段およびエレベーターに対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号キ(オ)中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されている建築物または2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が耐火構造（同条第7号に規定する耐火構造をいう。）である建築物または不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下の建築物については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>10 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、別表第1第2項第2号キ(ア)（別表第2第3項第3号において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあっては、1.6メートル）以上とすることができる。</p>
--	--

2/16

11および12 省略

13 平成17年10月1日以前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設（同日において建築の工事中のものであって、同日後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成17年前介護老人保健施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第3条の規定による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設旧基準」という。）第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（平成23年9月1日において改修、改築または増築の工事中の平成17年前介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第39条に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。）であって、同日後に介護老人保健施設旧基準第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型介護老人保健施設」という。）の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準は、別表第1および別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日から最初の法第94条の2第1項の許可の更新の日までの間は、次項から第16項までの規定によることができる。

14 一部ユニット型介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した規程を定めなければならない。

(1) 一部ユニット型介護老人保健施設の目的および運営の方針

11および12 省略

(削除)

(削除)

3/16

(2) 従業者の職種、員数および職務の内容

(3) ユニット部分（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分をいう。以下同じ。）の入居定員およびユニット部分以外の部分の入所定員

(4) ユニット部分の数およびユニットごとに入居定員

(5) ユニット部分の入居者およびユニット部分以外に入所者に対する介護保健施設サービスの内容および利用料その他の費用の額

(6) 一部ユニット型介護老人保健施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する重要事項

15 別表第1第3項第14号および第18号、第4項（第3号を除く。）、第5項第2号、第6項（第4号アおよびウを除く。）、第7項、第8項第7号、第10項第1号、第11項第3号および第4号ならびに第13項から第20項（第1号を除く。）までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、同表第4項第1号中「第11項第1号に規定する運営規程」とあるのは「付則第14項に規定する規程」と、同表第6項第3号中「前号」とあるのは「付則第15項において準用する前号」と、「第4項第8号イ」とあるのは「付則第15項において準用する第4項第8号イ」と、同表第15項第2号イ中「第4項第8号ウ」とあるのは「付則第15項において準用する第4項第8号ウ」と、同号ウ中「第4項第8号カ」とあるのは「付則第15項

(削除)

4/16

-60-

において準用する第4項第8号カ」と、同号エ中「第6項第4号カ」とあるのは「付則第15項において準用する第6項第4号カ」と、同号オ中「第18項第3号」とあるのは「付則第15項において準用する第18項第3号」と、同号カ中「第19項第2号」とあるのは「付則第15項において準用する第19項第2号」と、同号キ中「第20項第2号」とあるのは「付則第15項において準用する第20項第2号」と読み替えるものとする。

16 前2項に定めるもののほか、一部ユニット型介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準は、ユニット部分にあつては別表第2に、ユニット部分以外の部分にあつては別表第1に定めるところによる。ただし、一部ユニット型介護老人保健施設の設備のうち、浴室、洗濯室または洗濯場、調理室、サービス・ステーションおよび汚物処理室については、ユニット部分の入居者およびユニット部分以外の部分の入所者への介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、それぞれ1の設備をもって、ユニット部分およびユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。

別表第1（第3条関係）

介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1) 開設者は、法第97条第2項に定める医師のほか、薬剤師、看護職

(削除)

別表第1（第3条関係）

介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1) 開設者は、法第97条第2項に定める医師のほか、薬剤師、看護職

5/16

員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）または介護職員、支援相談員、理学療法士等（理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。）、栄養士、介護支援専門員および調理員、事務員その他の従業者を置くこと。ただし、入所定員が100人未満である介護老人保健施設にあつては、栄養士を置かないことができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士等、栄養士または介護支援専門員については、次のアからウまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからウまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。

ア 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士等、栄養士または介護支援専門員

イ 介護医療院 栄養士または介護支援専門員

ウ 病床数が100以上である病院 栄養士

エ 省略

(3) 第1号の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の理学療法士等または栄養士については、併設される介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士等または栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、理学療法士等または栄養士を置か

員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）または介護職員、支援相談員、理学療法士等（理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。）、栄養士等（栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。）、介護支援専門員および調理員、事務員その他の従業者を置くこと。ただし、入所定員が100人未満である介護老人保健施設にあつては、栄養士等を置かないことができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士等、栄養士等または介護支援専門員については、次のアからウまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからウまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。

ア 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士等、栄養士等または介護支援専門員

イ 介護医療院 栄養士等または介護支援専門員

ウ 病床数が100以上である病院 栄養士等

エ 省略

(3) 第1号の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の理学療法士等または栄養士等については、併設される介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士等または栄養士等により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、理学療法士等または栄養士等を

いことができる。

(4)～(8) 省略

(9) 栄養士の数は、1人以上とすること。

(10)～(15) 省略

(16) 従業者（管理者および介護支援専門員を除く。）は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者とする。ただし、介護老人保健施設およびユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(17)～(19) 省略

(20) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(新設)

4 入退所等

(新設)

置かないことができる。

(4)～(8) 省略

(9) 栄養士等の数は、1人以上とすること。

(10)～(15) 省略

(16) 従業者（管理者および介護支援専門員を除く。）は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(17)～(19) 省略

(20) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(21) 開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

4 入退所等

(1) 開設者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、介護保険

7/16

(1) 省略

(2)～(8) 省略

5 省略

6 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ サービス担当者会議（入所者への介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。

(新設)

カ～コ 省略

等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

(1)の2 省略

(2)～(8) 省略

5 省略

6 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ サービス担当者会議（入所者への介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

キ～ク 省略

サ アからキまでの規定は、ク後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イからエまで、第18項第3号および第19項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護保健施設サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

(イ) および(ウ) 省略

ク 省略

7 省略

8 介護等

(1)～(7) 省略

(新設)

(新設)

シ アからクまでの規定は、ケ後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イからエまで、第19項第3号および第20項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護保健施設サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) および(ウ) 省略

ク 省略

7 省略

8 介護等

(1)～(7) 省略

(8) 管理者は、入所者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

(9) 管理者は、入所者の口腔の健康を保持することができるよう、口

9/16

9 および10 省略

11 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

(新設)

キ 省略

(3) および(4) 省略

(新設)

12 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

口腔衛生の管理体制を整備するとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

9 および10 省略

11 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

ク 省略

(3) および(4) 省略

(5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

12 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介

10/16

-63-

13 衛生管理等

(1) 省略

(2) 開設者は、当該介護老人保健施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護老人保健施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。

イ 省略

ウ 従業者に対する研修を定期的に行うこと。

介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

13 衛生管理等

(1) 省略

(2) 開設者は、当該介護老人保健施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護老人保健施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。
この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 省略

ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

11/16

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3) 省略

14 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 開設者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3) 省略

14 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

15 業務継続計画の策定等

(1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、業務継続計画を従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

15 記録の整備

(1) 省略

(2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が介護老人保健施設

16 記録の整備

(1) 省略

(2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が介護老人保健施設

12/16

を退所した日から2年間保存すること。

ア～エ 省略

オ 第18項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

カ 第19項第2号の規定による苦情の内容等の記録

キ 第20項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録

16および17 省略

18 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。

エ 省略

(新設)

(2)～(4) 省略

19および20 省略

(新設)

を退所した日から2年間保存すること。

ア～エ 省略

オ 第19項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

カ 第20項第2号の規定による苦情の内容等の記録

キ 第21項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録

17および18 省略

19 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

エ 省略

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2)～(4) 省略

20および21 省略

22 雑則

13/16

(1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号オならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第2（第3条関係）

ユニット型介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。

別表第2（第3条関係）

ユニット型介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

14/16

-65-

3～5 省略

6 介護等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の介護等については、別表第1第8項第3号から第7号までの規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「管理者は」とあるのは「管理者は、排せつの自立を図りつつ」と読み替えるものとする。

7および8 省略

9 別表第1第4項、第5項、第7項および第11項から第20項までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、これらの規定（同表第5項第1号ウ（ア）および（イ）を除く。）中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第4項第1号中「入所の」とあるのは「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、「退所した」とあるのは「退居した」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項

3～5 省略

6 介護等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の介護等については、別表第1第8項第3号から第9号までの規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「管理者は」とあるのは「管理者は、排せつの自立を図りつつ」と読み替えるものとする。

7および8 省略

9 別表第1第4項、第5項、第7項および第11項から第22項までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、これらの規定（同表第5項第1号ウ（ア）および（イ）を除く。）中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第4項第1号の2中「入所の」とあるのは「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、「退所した」とあるのは「退居した」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、同表

15/16

第1号ウ（ア）および（イ）中「入所者に」とあるのは「入居者に」と、同表第11項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第15項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号ウ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号ウ」と、同号ウ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号カ」と、同号エ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第5項第2号において読み替えて準用する第6項第4号カ」と、同号オ中「第18項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第18項第3号」と、「第19項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第2号」と、「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と読み替えるものとする。

第5項第1号ウ（ア）および（イ）中「入所者に」とあるのは「入居者に」と、同表第11項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第16項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号ウ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号ウ」と、同号ウ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号カ」と、同号エ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第5項第2号において読み替えて準用する第6項第4号カ」と、同号オ中「第19項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第3号」と、「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、「第21項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第21項第2号」と、同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」と読み替えるものとする。

16/16

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）または病床を有する診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を平成36年3月31日までの間に行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、別表第1第2項第6号および別表第2第3項第6号の規定は、適用しない。</p> <p>3 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターに対する別表第1第2項第2号および別表第2第3項第2号の規定の適用については、別表第1第2項</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）または病床を有する診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を令和6年3月31日までの間に行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、別表第1第2項第6号および別表第2第3項第6号の規定は、適用しない。</p> <p>3 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターに対する別表第1第2項第2号および別表第2第3項第2号の規定の適用については、別表第1第2項</p>

1/16

第2号カ（オ）および別表第2第3項第2号オ（オ）中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が耐火構造（同条第7号に規定する耐火構造をいう。）である建築物または不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下の建築物については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 4 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、別表第1第2項第2号カ（ア）および別表第2第3項第2号オ（ア）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることができる。
- 5 病院の療養病床等または診療所の病床を平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に転換して開設した介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止して介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、別表第1第2項第6号および別表第2第3項第6号の規定は、適用しない。

第2号カ（オ）および別表第2第3項第2号オ（オ）中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が耐火構造（同条第7号に規定する耐火構造をいう。）である建築物または不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下の建築物については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 4 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、別表第1第2項第2号カ（ア）および別表第2第3項第2号オ（ア）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることができる。
- 5 病院の療養病床等または診療所の病床を平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に転換して開設した介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）の開設者が、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止して介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、別表第1第2項第6号および別表第2第3項第6号の規定は、適用しない。

6 介護療養型老人保健施設の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止して介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターに対する別表第1第2項第2号および別表第2第3項第2号の規定の適用については、別表第1第2項第2号カ(オ)および別表第2第3項第2号オ(オ)中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が耐火構造(同条第7号に規定する耐火構造をいう。))である建築物または不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下の建物については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

7 介護療養型老人保健施設の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止して介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、別表第1第2項第2号カ(ア)および別表第2第3項第2号オ(ア)の規定にかかわらず、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とすることができる。

(新設)

6 介護療養型老人保健施設の開設者が、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止して介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターに対する別表第1第2項第2号および別表第2第3項第2号の規定の適用については、別表第1第2項第2号カ(オ)および別表第2第3項第2号オ(オ)中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が耐火構造(同条第7号に規定する耐火構造をいう。))である建築物または不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下の建物については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

7 介護療養型老人保健施設の開設者が、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部または一部を廃止して介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、別表第1第2項第2号カ(ア)および別表第2第3項第2号オ(ア)の規定にかかわらず、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とすることができる。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室に対する別表第1第2項第2号および別表第2第3項

3/16

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

8 省略

別表第1(第3条関係)

介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1) 開設者は、法第111条第2項に定める医師のほか、薬剤師、看護職員(看護師または准看護師をいう。以下同じ。)、介護職員、理学療法士等(理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。)、栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師および調理員、事務員その他の従業者を置くこと。ただし、入所定員が100人未満である介護医療院にあつては、栄養士を置かないことができる。

(2)~(5) 省略

(6) 栄養士の数は、1人以上とすること。

(7)~(13) 省略

(14) 従業者(管理者および介護支援専門員を除く。)は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者とする。ただし、介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に

第2号の規定の適用については、新築、増築または全面的な改築の工事が終了するまでの間は、別表第1第2項第2号ア(イ)および別表第2第3項第2号エ(イ)中「構造の浴槽」とあるのは、「設備」とする。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

9 省略

別表第1(第3条関係)

介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1) 開設者は、法第111条第2項に定める医師のほか、薬剤師、看護職員(看護師または准看護師をいう。以下同じ。)、介護職員、理学療法士等(理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。)、栄養士等(栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。)、介護支援専門員、診療放射線技師および調理員、事務員その他の従業者を置くこと。ただし、入所定員が100人未満である介護医療院にあつては、栄養士等を置かないことができる。

(2)~(5) 省略

(6) 栄養士等の数は、1人以上とすること。

(7)~(13) 省略

(14) 従業者(管理者および介護支援専門員を除く。)は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4/16

-68-

支障がない場合は、この限りでない。

(15)～(17) 省略

(18) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(新設)

4 入退所等

(新設)

(1) 省略

(2)～(8) 省略

5 省略

6 施設サービス計画等

(1) 省略

(15)～(17) 省略

(18) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(19) 開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

4 入退所等

(1) 開設者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

(1)の2 省略

(2)～(8) 省略

5 省略

6 施設サービス計画等

(1) 省略

5/16

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ サービス担当者会議（入所者への介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。

(新設)

カ～ニ 省略

サ アからキまでの規定は、ク後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イからエまで、第18項第3号および第19項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護医療院サービスを提供すること。

ア～カ 省略

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ サービス担当者会議（入所者への介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

カ 才後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

キ～サ 省略

シ アからクまでの規定は、ケ後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イからエまで、第19項第3号および第20項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護医療院サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

(イ) および (ウ) 省略

ク 省略

7 省略

8 介護等

(1)～(7) 省略

(新設)

(新設)

9 および 10 省略

11 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) および (ウ) 省略

ク 省略

7 省略

8 介護等

(1)～(7) 省略

(8) 管理者は、入所者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

(9) 管理者は、入所者の口腔の健康を保持することができるよう、口腔衛生の管理体制を整備するとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

9 および 10 省略

11 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

7/16

(新設)

キ 省略

(3) および (4) 省略

(新設)

12 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

ク 省略

(3) および (4) 省略

(5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

12 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置

8/16

-70-

13 衛生管理等

(1) 省略

(2) 開設者は、当該介護医療院において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護医療院における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

イ 省略

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、研修を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3)および(4) 省略

14 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 開設者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努

くこと。

13 衛生管理等

(1) 省略

(2) 開設者は、当該介護医療院において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護医療院における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 省略

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3)および(4) 省略

14 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

9/16

めること。

(新設)

15 記録の整備

(1) 省略

(2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が介護医療院を退所した日から2年間保存すること。

ア～エ 省略

オ 第18項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

カ 第19項第2号の規定による苦情の内容等の記録

キ 第20項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録

15 業務継続計画の策定等

(1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、業務継続計画を従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

16 記録の整備

(1) 省略

(2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が介護医療院を退所した日から2年間保存すること。

ア～エ 省略

オ 第19項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

カ 第20項第2号の規定による苦情の内容等の記録

キ 第21項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録

10/16

-71-

16および17 省略

18 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア およびイ

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。

エ 省略
(新設)

(2)～(4) 省略

19および20 省略

(新設)

17および18 省略

19 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア およびイ

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

エ 省略

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2)～(4) 省略

20および21 省略

22 雑則

(1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号オならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で

別表第2（第3条関係）

ユニット型介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。

3 省略

4 従業者

(1)～(4) 省略

(5) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によること

別表第2（第3条関係）

ユニット型介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

3 省略

4 従業者

(1)～(4) 省略

(5) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために

(新設)

(6) 前各号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の従業者については、別表第1第3項(第16号および第18号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「への介護医療院サービスの提供」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5 入退居等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の入退居等については、別表第1第4項(第3号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第1号中「入所の」とあるのは「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第11項第1号」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、

必要な措置を講じなければならない。

(6) 開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(7) 前各号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の従業者については、別表第1第3項(第16号、第18号および第19号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「への介護医療院サービスの提供」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5 入退居等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の入退居等については、別表第1第4項(第3号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第1号の2中「入所の」とあるのは「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第11項第1号」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と

13/16

「退所した」とあるのは「退居した」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と読み替えるものとする。

6 省略

7 施設サービス計画等

(1) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護医療院サービスを提供すること。

ア～ク 省略

ケ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

(イ) および(ウ) 省略

コ 省略

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の施設サービス計画等については、別表第1第6項(第4号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「第4項第8号イ」とあるのは「別表第2第5項第2号において読み替えて準用する第4項第8号イ」と、「第18項第3号」と

と、「退所した」とあるのは「退居した」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と読み替えるものとする。

6 省略

7 施設サービス計画等

(1) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護医療院サービスを提供すること。

ア～ク 省略

ケ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) および(ウ) 省略

コ 省略

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の施設サービス計画等については、別表第1第6項(第4号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「第4項第8号イ」とあるのは「別表第2第5項第2号において読み替えて準用する第4項第8号イ」と、「第19項第3号」

14/16

-73-

とあるのは「同表第14項において準用する第18項第3号」と、「第19項第2号」とあるのは「同表第14項において準用する第19項第2号」と読み替えるものとする。

8 介護等

- (1)～(8) 省略
(新設)

9 および10 省略

11 運営規程の整備等

- (1) 省略
(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。
ア～キ 省略
(新設)
ク 省略
(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の運営規程の整備等については、別表第1第11項第3号および第4号の規定を準用する。

12 省略

13 連携等

- (1) 省略

とあるのは「同表第14項において準用する第19項第3号」と、「第20項第2号」とあるのは「同表第14項において準用する第20項第2号」と読み替えるものとする。

8 介護等

- (1)～(8) 省略

(9) 前各号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の介護等については、別表第1第8項第8号および第9号の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

9 および10 省略

11 運営規程の整備等

- (1) 省略
(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。
ア～キ 省略
ク 虐待の防止のための措置に関する事項
ク 省略
(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の運営規程の整備等については、別表第1第11項第3号から第5号までの規定を準用する。

12 省略

13 連携等

- (1) 省略

15/16

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の連携等については、別表第1第20項(第1号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

14 別表第1第7項、第12項、第13項および第15項から第19項までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第15項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号ウ」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第4項第8号ウ」と、同号ウ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第4項第8号カ」と、同号エ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第7項第1号ク」と、同号オ中「第18項第3号」とあるのは「別表第2第14項において準用する第18項第3号」と、「第19項第2号」とあるのは「別表第2第14項において準用する第19項第2号」と、「第20項第2号」とあるのは「別表第2第13項において準用する第20項第2号」と、同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と読み替えるものとする。

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の連携等については、別表第1第21項(第1号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

14 別表第1第7項、第12項、第13項、第15項から第20項までおよび第22項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第16項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号ウ」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第4項第8号ウ」と、同号ウ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第4項第8号カ」と、同号エ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第7項第1号ク」と、同号オ中「第19項第3号」とあるのは「別表第2第14項において準用する第19項第3号」と、同号カ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第14項において準用する第20項第2号」と、同号キ中「第21項第2号」とあるのは「別表第2第14項において準用する第21項第2号」と、同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第4項第5号」と読み替えるものとする。

滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。）または療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を平成36年3月31日までの間に行つて指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。）または療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を令和6年3月31日までの間に行つて指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓</p>

1/17

<p>練室の床面積については、別表第1第2項第2号キ（ア）および（イ）の規定にかかわらず、食堂の床面積は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の床面積は40平方メートル以上としなければならない。ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。</p> <p>6 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第2号キ（ア）および（イ）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする事ができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>7 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成36年3月31日までの間に行つて指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、別表第1第2項第2号ク（別表第2第3項第3号において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることができる。</p> <p>8～10 省略</p> <p>11 平成15年4月1日以前に法第48条第1項第1号の規定による指定を</p>	<p>練室の床面積については、別表第1第2項第2号キ（ア）および（イ）の規定にかかわらず、食堂の床面積は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の床面積は40平方メートル以上としなければならない。ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。</p> <p>6 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第2号キ（ア）および（イ）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする事ができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>7 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を令和6年3月31日までの間に行つて指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、別表第1第2項第2号ク（別表第2第3項第3号において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることができる。</p> <p>8～10 省略</p> <p>(削除)</p>
--	---

受けた介護老人福祉施設（同日において建築の工事中のものであって、同日後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成15年前指定介護老人福祉施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（平成23年9月1日において、改修、改築または増築の工事中の平成15年前指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であって、同日後に指定介護老人福祉施設旧基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）の従業者ならびに設備および運営に関する基準は、別表第1および別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日から最初の法第86条の2第1項の指定の更新の日までの間は、次項から第14項までの規定によることができる。

12 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した規程を定めなければならない。

(削除)

- (1) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) ユニット部分（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これ

3/17

に対する支援が行われる部分をいう。以下同じ。）の入居定員およびユニット部分以外の部分の入所定員

- (4) ユニット部分のユニットの数およびユニットごとの入居定員
- (5) ユニット部分の入居者およびユニット部分以外の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他一部ユニット型指定介護老人福祉施設の運営に関する重要事項

13 別表第1第3項第10号および第16号、第4項（第3号を除く。）、第5項第2号、第6項（第4号アおよびウを除く。）、第7項第8号および第9号、第9項第1号および第6号、第10項第3号から第5号までならびに第11項から第19項（第1号を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、別表第1第4項第1号中「第10項第1号に規定する運営規程」とあるのは「付則第12項に規定する規程」と、同表第6項第3号中「前号」とあるのは「付則第13項において準用する前号」と、「第4項第8号イからエまで」とあるのは「付則第13項において準用する第4項第8号イからエまで」と、同表第14項第2号イ中「第4項第8号カ」とあるのは「付則第13項において準用する第4項第8号カ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「付則第13項において準用する第

(削除)

6項第4号カ」と、同号エ中「第17項第3号」とあるのは「付則第13項において準用する第17項第3号」と、同号オ中「第18項第2号」とあるのは「付則第13項において準用する第18項第2号」と、同号カ中「第19項第2号」とあるのは「付則第13項において準用する第19項第2号」と読み替えるものとする。

14. 前2項に定めるもののほか、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準は、ユニット部分にあつては別表第2に、ユニット部分以外の部分にあつては別表第1に定めるところによる。ただし、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備のうち、浴室および医務室については、ユニット部分の入居者およびユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ1の設備をもって、ユニット部分およびユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。

15 省略

別表第1（第4条関係）

指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 従業者

(1) 開設者は、医師、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、栄養士、機能訓練指導員および介護支援専門員を置くこと。ただし、入所定員が40人を超えない指

(削除)

11 省略

別表第1（第4条関係）

指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 従業者

(1) 開設者は、医師、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、栄養士等（栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。）、機能訓練指導員および介護支援専門員

5/17

定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(2)～(5) 省略

(6) 栄養士および機能訓練指導員の数は、それぞれ1人以上とすること。

(7)～(11) 省略

(12) 従業者（管理者および介護支援専門員を除く。）は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者とする。ただし、指定介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合または指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員および看護職員（別表第2第4項第1号の規定によりユニットごとに置かれる看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(13)～(17) 省略

(18) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

を置くこと。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士等との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士等を置かないことができる。

(2)～(5) 省略

(6) 栄養士等および機能訓練指導員の数は、それぞれ1人以上とすること。

(7)～(11) 省略

(12) 従業者（管理者および介護支援専門員を除く。）は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(13)～(17) 省略

(18) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての従業者（看護師、

(新設)

4 入退所等

(新設)

(1) 省略

(2)～(8) 省略

5 省略

6 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(19) 開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

4 入退所等

(1) 開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

(1)の2 省略

(2)～(8) 省略

5 省略

6 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

7/17

オ サービス担当者会議（入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。

(新設)

カ～キ 省略

サ アからキまでの規定は、ク後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イからエまで、次号カ、第18項第3号および第19項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、指定介護福祉施設サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職

オ サービス担当者会議（入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

キ～サ 省略

シ アからクまでの規定は、ク後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イからエまで、次号カ、第19項第3号および第20項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、指定介護福祉施設サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職

8/17

-78-

員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

(イ) および (ウ) 省略

ク 省略

7 介護等

(1)～(8) 省略

(新設)

(新設)

(9) 省略

8～10 省略

11 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～キ 省略

(新設)

ク 省略

(3)および(4) 省略

(新設)

員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) および (ウ) 省略

ク 省略

7 介護等

(1)～(8) 省略

(9) 管理者は、入所者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

(10) 管理者は、入所者の口腔の健康を保持することができるよう、口腔衛生の管理体制を整備するとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

(11) 省略

8～10 省略

11 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～キ 省略

ク 虐待の防止のための措置に関する事項

ケ 省略

(3)および(4) 省略

(5) 開設者は、前身に規定する事項を記載した書面を当該指定介護者

9/17

(5) 省略

12 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

(6) 省略

12 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

13 衛生管理等

13 衛生管理等

- (1) 省略
- (2) 開設者は、当該指定介護老人福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。
- イ 省略
- ウ 従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (3) 省略
- 14 非常災害対策
- (1)～(4) 省略
- (5) 開設者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

- (1) 省略
- (2) 開設者は、当該指定介護老人福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- イ 省略
- ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (3) 省略
- 14 非常災害対策
- (1)～(4) 省略
- (5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

11/17

(新設)

- 15 記録の整備
- (1) 省略
- (2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が指定介護老人福祉施設を退所した日から2年間保存すること。
- ア～ウ 省略
- エ 第18項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録
- オ 第19項第2号の規定による苦情の内容等の記録
- カ 第20項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録
- 16および17 省略

15 業務継続計画の策定等

- (1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 管理者は、業務継続計画を従業者に周知すること。
- (3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
- 16 記録の整備
- (1) 省略
- (2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が指定介護老人福祉施設を退所した日から2年間保存すること。
- ア～ウ 省略
- エ 第19項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録
- オ 第20項第2号の規定による苦情の内容等の記録
- カ 第21項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録
- 17および18 省略

18 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア およびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。

エ 省略
(新設)

(2)～(4) 省略

19 および 20 省略

(新設)

19 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア およびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

エ 省略

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2)～(4) 省略

20 および 21 省略

22 雑則

(1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書画、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号オならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも

別表第2（第4条関係）

ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。

3 設備

(1) 省略

(2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(イ) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したもののについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間

のをいう。）により行うことができる。

(2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第2（第4条関係）

ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

3 設備

(1) 省略

(2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

が生じる場合には、入居者相互の視線の遮断を確保すること。

イ 省略

(3) 省略

4 省略

5 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の施設サービス計画等については、別表第1第6項(第4号アおよびウを除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「第4項第8号イ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号イ」と、「第18項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第18項第3号」と、「第19項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第2号」と、同項第4号イただし書中「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービスの提供」と、同号エ中「従業者は、懇切丁寧を旨とし」とあるのは「従業者は」と、「処遇上必要な事項」とあるのは「指定介護福祉施設サービスの提供方法等」と読み替えるものとする。

6 介護等

(1)~(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の介護等については、別表第1第7項第3号から第9号までの規定を

イ 省略

(3) 省略

4 省略

5 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の施設サービス計画等については、別表第1第6項(第4号アおよびウを除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「第4項第8号イ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号イ」と、「第19項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第3号」と、「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、同項第4号イただし書中「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービスの提供」と、同号エ中「従業者は、懇切丁寧を旨とし」とあるのは「従業者は」と、「処遇上必要な事項」とあるのは「指定介護福祉施設サービスの提供方法等」と読み替えるものとする。

6 介護等

(1)~(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の介護等については、別表第1第7項第3号から第11号までの規定を

15/17

準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「管理者は」とあるのは「管理者は、排せつの自立を図りつつ」と読み替えるものとする。

7 および8 省略

9 別表第1第4項、第5項および第10項から第20項までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定(同表第5項第1号ウ(ア)および(イ)を除く。)中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第4項第1号中「入所の」とあるのは「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号ウ中「退所した」とあるのは「退居した」と、「退所する」とあるのは「退居する」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項第1号ウ(ア)および(イ)中「入所者に」とあるのは「入居者に」と、同表第10項中「第3項第1号」とあるのは「別表第2第4項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第11項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユ

準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「管理者は」とあるのは「管理者は、排せつの自立を図りつつ」と読み替えるものとする。

7 および8 省略

9 別表第1第4項、第5項および第10項から第22項までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定(同表第5項第1号ウ(ア)および(イ)を除く。)中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第4項第1号の2中「入所の」とあるのは「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号ウ中「退所した」とあるのは「退居した」と、「退所する」とあるのは「退居する」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項第1号ウ(ア)および(イ)中「入所者に」とあるのは「入居者に」と、同表第10項中「第3項第1号」とあるのは「別表第2第4項第4号において準用する第3項第1号」と、同表第11項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユ

16/17

-82-

ニットごとの入居定員」と、同表第15項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号カ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「第18項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第18項第3号」と、同号オ中「第19項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第2号」と、同号カ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と読み替えるものとする。

ニットごとの入居定員」と、同表第16項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号カ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「第19項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第3号」と、同号オ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、同号カ中「第21項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第21項第2号」と、同表第18項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」と読み替えるものとする。

滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
<p>本則 省略 付 則 1～13 省略 14 平成23年9月1日以前に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所（同日において建築の工事中のものであって、同日後に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第7条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。）第165条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（同日において、改修、改築または増</p>	<p>本則 省略 付 則 1～13 省略 (削除)</p>

1/56

築の工事中の平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第161条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所を除く。）であって、同日後に指定介護予防サービス等旧基準第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）については、この条例の施行の日から最初の法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の指定の更新の日までの間は、次項から第21項までの規定によることができる。

15 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事項（一部ユニット型特別養護老人ホーム（滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）付則第10項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、当該一部ユニット型特別養護老人ホームの入居者に利用されていない居室の全部または一部を利用して一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、第3号および第4号を除く。）を記載した規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的および運営の方針

(削除)

2/56

- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
 - (3) ユニット部分（ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分をいう。以下同じ。）の利用定員（別表第8第2項第2号アに規定する利用定員をいう。以下この項において同じ。）およびユニット部分以外の部分の利用定員（同表第1項第2号アに規定する利用定員をいう。）
 - (4) ユニット部分のユニットの数およびユニットごとの利用定員
 - (5) ユニット部分の利用者およびユニット部分以外の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の送迎の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) その他一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の運営に関する重要事項
- 16 別表第8第1項第2号アからウまで、第3号エ、第5号アおよびイ、第7号、第8号キおよびク、第10号ア、第11号ならびに第12号の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。
- 17 前2項に定めるもののほか、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営等に関する基準は、

(削除)

(削除)

3/56

- ユニット部分にあつては別表第8第2項に、ユニット部分以外の部分にあつては同表第1項に定めるところによる。ただし、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備のうち、浴室、医務室、洗濯室または洗濯場、調理室、汚物処理室および介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ1の設備をもって、ユニット部分およびユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 18 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス基型条例付則第17項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護（同項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス基型条例付則第20項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 19 平成23年9月1日以前に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行っている事業所（同日において建築の工事中のものであつて、同日後に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成23年前指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であつて、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介

(削除)

(削除)

介護予防サービス等旧基準第216条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所であるもの(同日において、改修、改築または増築の工事中の平成23年前指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス等基準第205条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所を除く。)であって、同日後に指定介護予防サービス等旧基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)については、この条例の施行の日から最初の法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の指定の更新の日までの間は、次項および第21項の規定によることができる。

20 付則第15項(第3号、第4号および第8号を除く。)および第17項ならびに別表第9第1項第4号ア、第5号、第6号アおよび第7号(別表第2第1項第6号カの規定を準用する部分を除く。)の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、付則第17項中「前2項」とあるのは「付則第20項」と、「別表第8第2項」とあるのは「別表第9第2項」と、同項ただし書中「医務室」とあるのは「診療室、機能訓練室、生活機能回復訓練室」と、「介護材料室」とあるのは「サービス・ステーション」と読み替えるものとする。

21 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が一部ユニッ

(削除)

(削除)

5/56

ト型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス基準条例付則第22項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護(同項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス基準条例付則第23項において読み替えて準用する指定居宅サービス基準条例付則第20項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項において準用する付則第17項に規定する設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

22 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。次項および付則第24項において同じ。)を行って別表第10第1項第1号に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所に併設される同号に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下この項から付則第24項までにおいて同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の数は、同表第1項第3号の規

14 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。次項および付則第16項において同じ。)を行って別表第10第1項第1号に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所に併設される同号に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下この項から付則第24項までにおいて同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の数は、同表第1項第3号の規

6/56

-86-

定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員または計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数

23 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設的生活相談員および計画作成担当者の数は、同項第4号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数とする。

24 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って別表第10第1項第1号に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用

定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員または計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数

15 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設的生活相談員および計画作成担当者の数は、同項第4号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数とする。

16 療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って別表第10第1項第1号に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用

7/56

することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、同表第1項第2号および第2項第3号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所および食堂を設けないことができる。

別表第1 削除

別表第2 (第3条関係)

介護予防訪問入浴介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防訪問入浴介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～キ 省略

ク 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(新設)

することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、同表第1項第2号および第2項第3号の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所および食堂を設けないことができる。

別表第1 削除

別表第2 (第3条関係)

介護予防訪問入浴介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防訪問入浴介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～キ 省略

ク 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての看護職員等(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

ケ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要

(4) サービスの提供
(新設)

エ～ス 省略

(5) および(6) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア 省略

イ 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア)～(カ) 省略

(新設)

(キ) 省略

ウおよびエ 省略

(新設)

オ 省略

かつ相当な範囲を超えたものにより看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(4) サービスの提供

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

イ～セ 省略

(5) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア 省略

イ 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア)～(カ) 省略

(キ) 虐待の防止のための措置に関する事項

(ク) 省略

ウおよびエ 省略

オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

カ 省略

9/56

(8) 人権への配慮等

ア 省略

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

(9) 衛生管理等

アおよびイ 省略

(8) 人権への配慮等

ア 省略

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(ウ) 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(9) 衛生管理等

アおよびイ 省略

(新設)

ウおよびエ 省略

(10) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を看護職員等に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

(ウ) 看護職員等に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

エおよびオ 省略

(10) 業務継続計画の策定等

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、業務継続計画を看護職員等に周知すること。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、研修および訓練を行うこ

11/56

(11) 記録の整備

ア 省略

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア) 第4号シの規定による提供したサービスの内容等の具体的な記録

(イ)～(エ) 省略

(12)～(15) 省略

(16) 連携等

ア～ウ 省略

(新設)

(新設)

と。

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(11) 記録の整備

ア 省略

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア) 第4号スの規定による提供したサービスの内容等の具体的な記録

(イ)～(エ)

(12)～(15) 省略

(16) 連携等

ア～ウ 省略

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めること。

(17) 雑則

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者およびその従業者は、作成、存

12/56

-89-

2 基礎該当介護予防訪問入浴介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、基礎該当介護予防訪問入浴介護の事業の従業者については、前項第3号イおよびカからクま

その他これらに類するものうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4号オおよびイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

2 基礎該当介護予防訪問入浴介護の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、基礎該当介護予防訪問入浴介護の事業の従業者については、前項第3号イおよびカからクま

13/56

での規定を準用する。

(3) 前項第1号、第4号（クを除く。）、第5号（アを除く。）から第15号（カからクまでを除く。）までおよび第16号の規定は、基礎該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同号サ中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびカ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基礎該当介護予防訪問入浴介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第9号ウ中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「あらかじめ基礎該当介護予防訪問入浴介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ（ア）中「第4号シ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号シ」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第3（第3条関係）

での規定を準用する。

(3) 前項第1号、第4号（クを除く。）、第5号（アを除く。）から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号および第17号の規定は、基礎該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ「第7号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第7号ア」と、同号シ中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびカ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基礎該当介護予防訪問入浴介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第9号三
中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「あらかじめ基礎該当介護予防訪問入浴介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「次項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第3（第3条関係）

介護予防訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1)～(7) 省略

(新設)

(8) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでの規定を準用する。この場合において、同号キ中「看護職員等」とあるのは、「看護職員等（別表第3第3項第2号に規定する看護職員等をいう。以下この表において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 サービスの提供

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号（ウを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第6項において準用する第7号ア」と、同号ス中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と読み替えるものとする。

5 省略

介護予防訪問看護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1)～(7) 省略

(8) 指定介護予防訪問看護事業者は、看護職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(9) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エ、カ、キおよびケの規定を準用する。この場合において、同号キ中「看護職員等」とあるのは、「看護職員等（別表第3第3項第2号に規定する看護職員等をいう。以下この表において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 サービスの提供

(1) および (2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号（エを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第3第6項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と読み替えるものとする。

5 省略

15/56

6 別表第2第1項第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）を除く。）から第9号（エを除く。）までおよび第10号から第16号までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額」と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同号ウ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、「医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第1号に規定する介護予防訪問看護計画書および同号カに規定する介護予防訪問看護報告書ならびに同項第5号ウに規定する主治の医師による指示の文書」と、同号イ（ア）中「第4号シ」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号シ」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準

6 別表第2第1項第5号（オを除く。）、第7号（イ（オ）を除く。）から第9号（オを除く。）までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額」と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同号エ中「その他必要な場合は」とあるのは「は、必要に応じて応急の手当を行うとともに」と、「医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第3第5項第1号に規定する介護予防訪問看護計画書および同号カに規定する介護予防訪問看護報告書ならびに同項第5号ウに規定する主治の医師による指示の文書」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第3第6項において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第3第6項において準

用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第4 (第3条関係)

介護予防訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからクまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「理学療法士等」と読み替えるものとする。

5 介護予防訪問リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の介護予防訪問リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号イからエまでおよびカからコまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明

用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4 (第3条関係)

介護予防訪問リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の従業者については、別表第2第1項第3号カ、キおよびケならびに別表第3第3項第8号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは、「理学療法士等」と読み替えるものとする。

5 介護予防訪問リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前4号に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の介護予防訪問リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号イからエまでおよびカからコまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同号キ中「サービスの提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明

17/56

する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等」とあるのは「別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議等」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号、第5号(オを除く。)、第7号(イ(オ)および(カ)ならびにオを除く。)から第9号(ウおよびエを除く。)までおよび第10号から第16号までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号ス中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ(エ)中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる

する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等」とあるのは「別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議等」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて(当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて)行うことができる」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号、第5号(オを除く。)、第7号(イ(オ)および(カ)ならびにカを除く。)から第9号(エおよびオを除く。)までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「理学療法士等」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第4第6項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額」と、同項第7号イ(エ)中「内容および利用料」とあるのは「利用料および」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる

18/56

浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第4第5項第1号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第5 (第3条関係)

介護予防居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからクまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、

浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第4第5項第1号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第5 (第3条関係)

介護予防居宅療養管理指導の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カ、キおよびケならびに別表第3第3項第8号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、次に掲げるところにより、

19/56

指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

(1) 省略

エ 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、速やかに、その内容を診療録に記載すること。

(2) 薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導

ア～ウ 省略

(新設)

三 省略

(新設)

指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

(1) 省略

エ 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、速やかに、その内容を診療録に記載すること。

(2) 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導

ア～ウ 省略

三 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合または介護予防支援事業者もしくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、サービス担当者会議に参加すること等により、介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要情報提供または助言を行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対して情報提供または助言の内容を記載した文書を交付することにより行わなければならない。

オ 省略

(3) 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導

ア 医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行

(3) 前2号に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、ケおよびコの規定を準用する。この場合において、同号カ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号ケ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号(クおよびケを除く。)、第5号(オを除く。)、第7号(イ(オ)および(カ)ならびにオを除く。)から第9号(ウおよびエを除く。)までおよび第10号から第16号までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号ユ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ス中「係る」とあるのは「係る

うこと。

イ 懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について適切に指導または説明を行うこと。

ウ 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切にサービスを提供すること。

エ 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、速やかに、その内容を診療記録に記載するとともに、医師または歯科医師に報告すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供については、別表第2第1項第6号イからエまで、カ、ケおよびコの規定を準用する。この場合において、同号カ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号ケ中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬歴」と読み替えるものとする。

6 別表第2第1項第4号(クおよびコを除く。)、第5号(オを除く。)、第7号(イ(オ)および(カ)ならびにカを除く。)から第9号(エおよびオを除く。)までおよび第10号から第17号までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7号ア」と、同号サ中「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る

21/56

主治の医師および、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「種類」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第6 削除

別表第7 (第3条関係)

介護予防通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備およ

主治の医師および、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号イ中「と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「および指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項または高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額」と、同号ウ中「利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「種類」と、同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第6 削除

別表第7 (第3条関係)

介護予防通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備およ

び運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の従業者については、別表第2第1項第3号キおよびクの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

4 省略

5 介護予防通所リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の介護予防通所リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号(アおよびオを除く。)ならびに別表第4第5項第1号イからキまでおよび第2号アの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号ウ中「利用者」とあるのは「単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善を通じて、利用者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「サービスの

び運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の従業者については、別表第2第1項第3号キからケまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

4 省略

5 介護予防通所リハビリテーション計画等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の介護予防通所リハビリテーション計画等については、別表第2第1項第6号(アおよびオを除く。)ならびに別表第4第5項第1号イからキまでおよび第2号アの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号ウ中「利用者」とあるのは「単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善を通じて、利用者」と、同号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「サービスの

23/56

提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等を」とあるのは「別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議(医師が参加したものに限り)等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、別表第4第5項第1号エ中「交付する」とあるのは「交付するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始したときは、利用者の状態、利用者へのサービスの提供の状況等について、1月に1回以上、当該利用者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第7第5項第1号および同項第4号において読み替えて準用するイ」と、同項第2号ア中「努める」とあるのは「努めるとともに、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」と読み替えるものとする。

6 衛生管理等

(1) 省略

提供方法等」とあるのは「リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項」と、「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号ケ中「等を」とあるのは「別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議(医師が参加したものに限り)等を」と、「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、「こと」とあるのは「こと。この場合において、当該リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて(当該リハビリテーション会議に利用者またはその家族が参加する場合にあっては、当該利用者またはその家族の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて)行うことができる」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、別表第4第5項第1号エ中「交付する」とあるのは「交付するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始したときは、利用者の状態、利用者へのサービスの提供の状況等について、1月に1回以上、当該利用者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第7第5項第1号および同項第4号において読み替えて準用するイ」と、同項第2号ア中「努める」とあるのは「努めるとともに、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」と読み替えるものとする。

6 衛生管理等

(1) 省略

24/56

-95-

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずること。

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 前2号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の衛生管理等については、別表第2第1項第9号ウの規定を準用する。この場合において、同号ウ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と読み替えるものとする。

7 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

8 別表第2第1項第4号(コを除く。)、第5号(オを除く。)、第

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 従業者に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

(3) 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講ずること。

7 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

8 別表第2第1項第4号(サを除く。)、第5号(オを除く。)、第

25/56

7号(イ(カ)およびオを除く。)、第8号および第11号から第16号までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第8項において準用する第7号ア」と、同号ス中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員および非常災害対策を」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第16号イ」と

7号(イ(カ)およびカを除く。)、第8号および第10号から第17号までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第7第8項において準用する第7号ア」と、同号セ中「係る」とあるのは「係る主治の医師および」と、「提供および」とあるのは「提供ならびに」と、同項第5号ウ中「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員および非常災害対策を」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第16号イ」と

26/56

-96-

と読み替えるものとする。

別表第8 (第3条関係)

介護予防短期入所生活介護の事業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所生活介護の事業

(1) 省略

(2) 利用定員

ア～ウ 省略

エ 地域密着型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準条例第2条第2項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は、ア本文およびイの規定にかかわらず、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を上限とすること。

(3) 省略

(4) 従業者

ア～ケ 省略

(新設)

と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第7第8項において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第8 (第3条関係)

介護予防短期入所生活介護の事業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所生活介護の事業

(1) 省略

(2) 利用定員

ア～ウ 省略

エ 地域密着型特別養護老人ホーム(滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第16号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。)第2条第2項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は、ア本文およびイの規定にかかわらず、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を上限とすること。

(3) 省略

(4) 従業者

ア～ケ 省略

コ アの規定により看護職員を置かなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所または指定

27/56

コ 生活相談員および介護職員または看護職員のうち、それぞれ1人は、常勤の者とする。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあつては、この限りでない。

サ 省略

シ 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第4号ア(同号アに規定する管理者に係る部分を除く。)からサまでに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、ア(管理者に係る部分を除く。)からサまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

ス アからシまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活

介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保すること。

サ 生活相談員および介護職員または看護職員のうち、それぞれ1人は、常勤の者とする。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所にあつては、いずれも常勤の者であることを要しない。

シ 省略

ス 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第4号ア(同号アに規定する管理者に係る部分を除く。)からシまでに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、ア(管理者に係る部分を除く。)からシまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

セ アからスまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活

介護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシの規定を準用する。

(6)～(11) 省略

(12) 別表第2第1項第7号、第8号、第9号ウおよび第11号から第16号(アを除く。)までならびに別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員(別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)」および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

介護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびスの規定を準用する。

(6)～(11) 省略

(12) 別表第2第1項第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号(アおよびエを除く。)までおよび第17号ならびに別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員(別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)」および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第8第1項第12号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは

29/56

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業

(1) 省略

(2) 利用定員

ア ユニットの利用定員(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第2号イに規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護(同項第1号に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護またはユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この項において同じ。)の数の上限をいう。以下この項において同じ。)は、おおむね10人以下とすること。

イ 省略

(3) 構造および設備

アおよびイ 省略

「別表第8第1項第5号オにおいて準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業

(1) 省略

(2) 利用定員

ア ユニットの利用定員(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第2号イに規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護(同項第1号に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護またはユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この項において同じ。)の数の上限をいう。以下この項において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

イ 省略

(3) 構造および設備

アおよびイ 省略

30/56

-98-

ウ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 居室

a～c 省略

d ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修した
ものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間
が生じる場合には、利用者相互の視線の遮断を確保すること。

e 省略

(イ)～(エ) 省略

エ～カ 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでならびに前項第4号(スを除く。)の規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、前項第4号シ中「別表第8第1項第4号ア」とあるのは「別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第4号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5)～(8) 省略

(9) 別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ、第5号カ、

ウ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 居室

a～c 省略

(削除)

d 省略

(イ)～(エ) 省略

エ～カ 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでならびに前項第4号(セを除く。)の規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、前項第4号ス中「別表第8第1項第4号ア」とあるのは「別表第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第4号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(5)～(8) 省略

(9) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス、第5

31/56

第7号、第8号、第9号ウならびに第11号から第16号(アを除く。)
まで、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項ならびに前
項第5号(エおよびオを除く。)、第6号(カを除く。)および第1
1号の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業につ
いて準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」
とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第7号イ中「事項を」と
あるのは「事項ならびに利用定員(別表第8第2項第4号エにおい
て準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特
別介護老人ホームである場合を除く。)、ユニットの数およびユニ
ットごとの利用定員(別表第8第2項第4号エにおいて準用する同
表第1項第4号キの規定の適用を受けるユニット型特別介護老人ホ
ームである場合を除く。)ならびに非常災害対策を」と、同号イ(ウ)
中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通
常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「第140条
の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同
項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第2項
第5号イにおいて準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防
短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束
等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第
8第2項第9号において準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第
14号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第14
号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第8第2
項第9号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号

号カ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号(アおよびエ
を除く。)までならびに第17号、別表第7第6項(第3号を除く。)
および第7項ならびに前項第5号(エおよびオを除く。)、第6号
(カを除く。)および第11号の規定は、ユニット型指定介護予防短
期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これ
らの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1
項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員(別表
第8第2項第4号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の
適用を受けるユニット型特別介護老人ホームである場合を除く。)、
ユニットの数およびユニットごとの利用定員(別表第8第2項第4
号エにおいて準用する同表第1項第4号キの規定の適用を受けるユ
ニット型特別介護老人ホームである場合を除く。)ならびに非常災
害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供
する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」
と、同項第9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第14
0条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記
録ならびに別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第
7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)
の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号
ス」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号ス
と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第8第2項第9
号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」と
あるのは「別表第8第2項第9号において準用する第15号イ」と、

32/56

-99-

イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第16号イ」と、前項第5号イ中「第12号」とあるのは「次項第9号」と、同号ウ中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と読み替えるものとする。

3 共生型介護予防短期入所生活介護の事業

- (1) 省略
- (2) 従業者

ア

イ アに定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

- (3) 省略
- (4) 別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号、第8号、第9号ウならびに第11号から第16号（アを除く。）まで、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに第1項第1号、第5号（オを除く。）

同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第2項第9号において準用する第4号オ」と、前項第5号イ中「第12号」とあるのは「次項第9号」と、同号ウ中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、読み替えるものとする。

3 共生型介護予防短期入所生活介護の事業

- (1) 省略
- (2) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

- (3) 省略
- (4) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）および第7項ならびに第1項第1号、

33/56

第6号（カを除く。）および第7号（ウを除く。）から第11号までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ（ウ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号シ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号シ」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとす

第5号（オを除く。）第6号（カを除く。）および第7号（ウを除く。）から第11号までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員（別表第8第1項第4号キの規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）および非常災害対策を」と、同号イ（ウ）中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「第140条の4第1項第11号」とあるのは「第140条の10第1項第13号」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ（ウ）の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第3項第4号に

34/56

-100-

る。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、第1項第4号エからカまで、クおよびサの規定を準用する。この場合において、同号ク中「ウおよびエ」とあるのは「第4項第4号エにおいて準用するエ」と、「指定を受けよう」とあるのは「事業を開始しよう」と読み替えるものとする。

オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからクまでおよび同表第2項第2号イの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(5) 省略

(6) 別表第2第1項第4号イからキまで、サおよびシ、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、クおよびコ、第7号、第8号、第9号ウ、第11号から第15号(カからクまでを除く。)までならびに第16

号において準用する第4号オ」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第3項第4号」と読み替えるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、第1項第4号エからカまで、クおよびシの規定を準用する。この場合において、同号ク中「ウおよびエ」とあるのは「第4項第4号エにおいて準用するエ」と、「指定を受けよう」とあるのは「事業を開始しよう」と読み替えるものとする。

オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからクまでおよび同表第2項第2号イの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(5) 省略

(6) 別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、シおよびス、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、クおよびコ、第7号、第8号、第9号エ、第10号から第15号(カからクまでを除く。)まで、第16号(ア

35/56

号(アを除く。)、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(アを除く。)、第7号(ウを除く。)および第8号から第11号までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号サ中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号カ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号ウ中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「あらかじめ基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録を」

およびエを除く。)ならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項ならびに第1項第1号、第5号(オを除く。)、第6号(アおよびカを除く。)および第7号(ウを除く。)から第11号までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第4号シ中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号カ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「あらかじめ基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が定めた適当な医療機関」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)の規定による身

36/56

-101-

と、同号イ（ア）中「第4号シ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号シ」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第16号イ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第4項第6号」と、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と、同項第6号イ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第8号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

別表第9（第3条関係）

介護予防短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1) および(2) 省略

体的拘束等の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画」と、第1項第5号イ中「第12号」とあるのは「第4項第6号」と、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と、同項第6号イ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、同項第8号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

別表第9（第3条関係）

介護予防短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1) および(2) 省略

37/56

(3) 従業者

ア～カ 省略

キ アからカまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからエまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシならびに別表第8第1項第5号イの規定を準用する。この場合において、同号イ中「第12号」とあるのは、「別表第9第1項第7号」と読み替えるものとする。

(5) および(6) 省略

(6) 介護等

(7) 別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号（イ（カ）およびオを除く。）、第8号ならびに第11号から第16号（アを除く。）まで、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）、および第7項ならびに別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号（ウを除く。）、第9号、第10号（アを除く。）、および第11号の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合

(3) 従業者

ア～カ 省略

キ アからカまでに定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからエまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびスならびに別表第8第1項第5号イの規定を準用する。この場合において、同号イ中「第12号」とあるのは、「別表第9第1項第7号」と読み替えるものとする。

(5) および(6) 省略

(6) 介護等

(7) 別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号（イ（カ）およびオを除く。）、第8号、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項（第3号を除く。）、および第7項ならびに別表第8第1項第6号（カを除く。）、第7号（ウを除く。）、第9号、第10号（アを除く。）、および第11号の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用す

38/56

-102-

において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画および別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第16号イ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、

る。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画および別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号ア

39/56

同項第7号アおよびイ(ア)中「介護予防短期入所生活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同項第9号ア中「およびし好」とあるのは「病状およびし好」と、同号イ中「利用者が」とあるのは「利用者の自立の支援に配慮し、」と、同項第10号イ中「教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要」とあるのは「必要」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア〜ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからクまでならびに前項第3号アからオまでの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、前項第3号オ中「別表第9第1項第3号ア」とあるのは「別表第9第2項第3号エにおいて準用する同表第1項第3号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第3号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア 省略

に規定する介護予防短期入所療養介護計画」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号アおよびイ(ア)中「介護予防短期入所生活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同項第9号ア中「およびし好」とあるのは「病状およびし好」と、同号イ中「利用者が」とあるのは「利用者の自立の支援に配慮し、」と、同項第10号イ中「教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要」とあるのは「必要」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア〜ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからクまでならびに前項第3号アからオまでの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、前項第3号オ中「別表第9第1項第3号ア」とあるのは「別表第9第2項第3号エにおいて準用する同表第1項第3号ア」と、「もって、ア」とあるのは「もって、次項第3号エにおいて準用するア」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア 省略

イ アに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ、別表第8第1項第5号イならびに前項第4号アの規定を準用する。この場合において、同表第1項第5号イ中「第12号」とあるのは、「別表第9第2項第5号」と読み替えるものとする。

(5) 別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号(イ(カ)およびオを除く。)、第8号ならびに第11号から第16号(アを除く。)まで、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項、別表第8第1項第6号(カを除く。)、第7号(ウを除く。)、第8号ア、ウ、エおよびカ、第10号ウならびに第11号ならびに同表第2項第5号ア、第6号イおよびウ、第7号ならびに第8号アならびに前項第4号ア、第5号および第6号アの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事

イ アに定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス、別表第8第1項第5号イならびに前項第4号アの規定を準用する。この場合において、同表第1項第5号イ中「第12号」とあるのは、「別表第9第2項第5号」と読み替えるものとする。

(5) 別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号(イ(カ)およびカを除く。)、第8号、第10号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項、別表第8第1項第6号(カを除く。)、第7号(ウを除く。)、第8号ア、ウ、エおよびカ、第10号ウならびに第11号ならびに同表第2項第5号ア、第6号イおよびウ、第7号ならびに第8号アならびに前項第4号ア、第5号および第6号アの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第6号カ中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「説明する」とあるのは「指導し、または説明する」と、同号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項および非常災害対策を」と、同号イ(ウ)中「指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時

41/56

業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画および別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第16号イ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号アおよびイ(ア)中「介護予防短期入所生活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同項第8号ア中「介護」とあるのは「看護または医学的管理の下における介護」と、同号ウ中「心身」とあるのは「病状および心身」と、同号エ中「利用者」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、利用者」と、同号カ中「介護を」とあるのは「看護および介護を」と読み替えるものとする。

間ならびに通常の事業」とあるのは「通常の送迎」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画および別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」と、別表第8第1項第6号ウ(ウ)中「居室」とあるのは「療養室等」と、同項第7号アおよびイ(ア)中「介護予防短期入所生活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同項第8号ア中「介護」とあるのは「看護または医学的管理の下における介護」と、同号ウ中「心身」とあるのは「病状および心身」と、同号エ中「利用者」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、利用者」と、同号カ中「介護を」とあるのは「看護および介護を」と読み替えるものとする。

別表第10 (第3条関係)

介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ス 省略

セ アからスまでに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからクまでおよび同表第2項第2号イの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア～ケ 省略

コ アからケまでに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号イおよびエからカまでの規定を準用する。

(5) 削除

(6) 介護予防特定施設サービス計画等

ア 省略

イ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げると

別表第10 (第3条関係)

介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ス 省略

セ アからスまでに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからクまでおよび同表第2項第2号イの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(4) サービスの提供

ア～ケ 省略

コ アからケまでに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業のサービスの提供については、別表第2第1項第4号ア、ウおよびオからキまでの規定を準用する。

(5) 削除

(6) 介護予防特定施設サービス計画等

ア 省略

イ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げると

43/56

ころにより、介護予防特定施設サービス計画に基づき、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供すること。

(ア)～(エ) 省略

(オ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。

a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

bおよびc 省略

ウ 省略

(7) 連携等

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の連携等については、別表第2第1項第16号(エを除く。)の規定を準用する。

(8) 別表第2第1項第5号(オを除く。)、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号ウおよび第11号から第15号まで、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項ならびに別表第8第1項第8号(エからカまでを除く。)ならびに第10号アおよびウの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合に

ころにより、介護予防特定施設サービス計画に基づき、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供すること。

(ア)～(エ) 省略

(オ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。

a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

bおよびc 省略

ウ 省略

(7) 連携等

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の連携等については、別表第2第1項第16号(エおよびエを除く。)の規定を準用する。

(8) 別表第2第1項第5号(オを除く。)、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第15号までおよび第17号、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項ならびに別表第8第1項第8号(エからカまでを除く。)ならびに第10号アおよびウの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。こ

44/56

-105-

において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続ならびに非常災害対策を」と、同項第9号ウ中「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「別表第10第1項第7号ア」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同項第4号ケの規定による結果の記録および同項第6号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第10第1項第4号ク」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第7号ウにおいて準用する第16号イ」と、別表第8第1項第8号イ中「1週間」とあるのは「自ら入浴が困難な利用者について、1週間」と、同号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、同項第10号ア中「必要な助言その

の場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続ならびに非常災害対策を」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「別表第10第1項第7号ア」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同項第4号ケの規定による結果の記録および同項第6号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第10第1項第4号ク」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第7号ウにおいて準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第8号イ中「1週間」とあるのは「自ら入浴が困難な利用者について、1

45/56

他の」とあるのは「利用者の社会生活に必要な」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ケ 省略

コ アからケまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからケまでおよび第2項第2号イならびに前項第3号スの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号キ中「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基本サービスを」と、前項第3号ス中「ク」とあるのは「次項第4号オ」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業のサービスの提供について

週間」と、同号ク中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、同項第10号ア中「必要な助言その他の」とあるのは「利用者の社会生活に必要な」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ケ 省略

コ アからケまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者については、別表第2第1項第3号カからケまでおよび第2項第2号イならびに前項第3号スの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号キ中「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基本サービスの」と、同項第3号ス中「ク」とあるのは「次項第4号オ」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業のサービスの提供について

46/56

-106-

は、別表第2第1項第4号エからカまでおよび前項第4号(コを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号ア中「第8号」とあるのは「次項第7号」と、「その他」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者および受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者および受託介護予防サービス事業所の名称、受託介護予防サービスの種類その他」と、「入居」とあるのは「入居(養護老人ホームに入居する場合を除く。)」と、同号ウ中「介護居室または一時介護室」とあるのは「他の居室」と、同号ク中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

(6) 省略

(7) 別表第2第1項第5号(オを除く。)、第6号イからエまで、キおよびコ、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号ウならびに第11号から第16号(アを除く。)まで、別表第4第5項第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。))および第7項、別表第8第1項第10号(イを除く。)ならびに前項第6号(ウを除く。))および第7号(ウを除く。))の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、

は、別表第2第1項第4号アおよびオからキまでおよび前項第4号(コを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号ア中「第8号」とあるのは「次項第7号」と、「その他」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者および受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者および受託介護予防サービス事業所の名称、受託介護予防サービスの種類その他」と、「入居」とあるのは「入居(養護老人ホームに入居する場合を除く。)」と、同号ウ中「介護居室または一時介護室」とあるのは「他の居室」と、同号ク中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

(6) 省略

(7) 別表第2第1項第5号(オを除く。)、第6号イからエまで、キおよびコ、第7号(イ(ウ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号から第16号(アおよびエを除く。)までならびに第17号、別表第4第5項第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。))および第7項、別表第8第1項第10号(イを除く。)ならびに前項第6号(ウを除く。))および第7号(ウを除く。))の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活

47/56

おむつ代その他外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第6号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、受託介護予防サービス事業者および受託介護予防サービス事業所の名称および所在地、利用者が他の居室に移る場合の条件および手続ならびに非常災害対策を」と、同号オ中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、同項第9号ウ中「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第7号ア」と、同項第11号ア中「および会計」とあるのは「会計および受託介護予防サービス事業者」と、同号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同表第2項第5号イの規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告の記録、同号エの規定による結果等の記録、同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて読み替えて準用する同表第1項第4号ク」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第14号イ」と、

上の便宜に要する費用、おむつ代その他外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第6号コ中「常に」とあるのは「主治の医師または歯科医師と連携し、常に」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員および居室数、受託介護予防サービス事業者および受託介護予防サービス事業所の名称および所在地、利用者が他の居室に移る場合の条件および手続ならびに非常災害対策を」と、同号オ中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、同項第9号エ中「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第7号ア」と、同項第10号ア中「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基本サービスの」と、同項第11号ア中「および会計」とあるのは「会計および受託介護予防サービス事業者」と、同号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同表第2項第5号イの規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告の記録、同号エの規定による結果等の記録、同号オにおいて準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ(エ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて読み替えて準用する同表第1項第4号

同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第16号イ」と、同項第12号アおよびイ中「従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所の従業者」と、別表第8第1項第10号ア中「必要な助言その他の」とあるのは「利用者の社会生活に必要な」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と、前項第6号ア(オ)中「従業者」とあるのは「従業者および受託介護予防サービス事業者」と、同号イ(イ)中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

別表第11(第3条関係)

介護予防福祉用具貸与の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防福祉用具貸与の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与

ク」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する第16号イ」と、同項第12号アおよびイ中「従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所の従業者」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と、別表第8第1項第10号ア中「必要な助言その他の」とあるのは「利用者の社会生活に必要な」と、同号ウ中「図る」とあるのは「図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する」と、前項第6号ア(オ)中「従業者」とあるのは「従業者および受託介護予防サービス事業者」と、同号イ(イ)中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

別表第11(第3条関係)

介護予防福祉用具貸与の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防福祉用具貸与の事業

(1) および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与

49/56

の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでの規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ク中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

(4) 省略

(5) 衛生管理等

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与の事業の衛生管理等については、別表第2第1項第9号(ウおよびエを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号ア中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(6) 省略

(7) 別表第2第1項第4号、第5号(オを除く。)、第8号および第10号から第16号までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第6号イにおいて準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ウ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号コ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初め

の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エ、カ、キおよびクならびに別表第3第3項第8号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、別表第3第3項第8号中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

(4) 省略

(5) 衛生管理等

ア～ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与の事業の衛生管理等については、別表第2第1項第9号(エおよびオを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(6) 省略

(7) 別表第2第1項第4号、第5号(オを除く。)、第8号および第10号から第17号までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第6号イにおいて準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初め

て利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号サ中「を提供した日およびその内容」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号ス中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号ウ中「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において指定介護予防福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同号カ中「内容」とあるのは「種目、品名」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第11第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号シ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号シ」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業

(1) 従業者

て利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号シ中「を提供した日およびその内容」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号ウ中「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において指定介護予防福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同号カ中「内容」とあるのは「種目、品名」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第11第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ（ア）中「第4号ス」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号ス」と、同号イ（イ）中「第14号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第14号イ」と、同号イ（ウ）中「第15号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第15号イ」と、同号イ（エ）中「第16号イ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業

(1) 従業者

51/56

ア 省略

イ アに定めるもののほか、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでならびに前項第3号アからウまでの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ク中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

- (2) 別表第2第1項第4号（ケを除く。）、第5号（アおよびオを除く。）、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号（イ（オ）および（カ）を除く。）、第8号、第9号（ウおよびエを除く。）から第15号（カからクまでを除く。）までならびに第16号、別表第4第5項第1号イからキまでならびに前項第1号、第2号、第4号（ウを除く。）、第5号（エを除く。）および第6号アの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、別表第2第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ウ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号コ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号サ中「を提供した日およびその内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防

ア 省略

イ アに定めるもののほか、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の従業者については、別表第2第1項第3号エ、カ、キおよびケ、別表第3第3項第8号ならびに前項第3号アからウまでの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、別表第3第3項第8号中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

- (2) 別表第2第1項第4号（コを除く。）、第5号（アおよびオを除く。）、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、第7号（イ（オ）および（カ）を除く。）、第8号、第9号（エおよびオを除く。）から第15号（カからクまでを除く。）まで、第16号ならびに第17号、別表第4第5項第1号イからキまでならびに前項第1号、第2号、第4号（ウを除く。）、第5号（エを除く。）および第6号アの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号シ中「を提供した日およびその内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受け

52/56

-109-

サービス費の額」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号ス中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号イおよびカ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において基準該当介護予防福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同項第6号カ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、同号エ中「概要、看護職員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第14

る介護予防サービス費の額」とあるのは「の提供を開始した日および終了した日ならびに種目および品名」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第5号イおよびカ中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「利用者の選定により通常」とあるのは「通常」と、「の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「において基準該当介護予防福祉用具貸与を提供する場合の交通費および福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合における当該措置に要する費用」と、同項第6号カ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同号キ中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、同号エ中「概要、看護職員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号アおよびウ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウの規定による結果の記録を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号ス」と、同

53/56

号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第16号イ」と、別表第4第5項第1号オ中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アおよび同表第2項第2号において読み替えて準用するイ」と読み替えるものとする。

別表第12 (第3条関係)

特定介護予防福祉用具販売の事業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定特定介護予防福祉用具販売の事業者の従業者については、別表第2第1項第3号エおよびカからクまでならびに別表第11第1項第3号ウの規定を準用する。この場合において、別表第2第1項第3号中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ク中「研修」とあるのは「特定介護予防福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第15号イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と、別表第4第5項第1号オ中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アおよび同表第2項第2号において読み替えて準用するイ」と読み替えるものとする。

別表第12 (第3条関係)

特定介護予防福祉用具販売の事業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、指定特定介護予防福祉用具販売の事業者の従業者については、別表第2第1項第3号エ、カ、キおよびケ、別表第3第3項第8号ならびに別表第11第1項第3号ウの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、別表第3第3項第8号中「研修」とあるのは「特定介護予防福祉用具に関する適切な研修」と読み替

4 および 5 省略

6 別表第2第1項第4号(ケおよびサを除く。)、第7号(イ(オ)および(カ)を除く。)、第8号および第9号(ウおよびエを除く。)から第16号までならびに別表第11第1項第6号アの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、別表第2第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第12第6項において準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号ウ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、同号エ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号ス中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、同号エ中「概要、看護職員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号ア中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第12第5項第1号に規定する特定介護予防福祉用具販売計画を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号シ」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第15号イ」と、同

えるものとする。

4 および 5 省略

6 別表第2第1項第4号(コおよびシを除く。)、第7号(イ(オ)および(カ)を除く。)、第8号および第9号(エおよびオを除く。)から第17号までならびに別表第11第1項第6号アの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、別表第2第1項第4号イ中「第7号ア」とあるのは「別表第12第6項において準用する第7号ア」と、「看護職員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同号エ中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、同号サ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者」とあるのは「利用者」と、同号セ中「指導」とあるのは「相談または助言」と、同項第7号イ(エ)中「内容」とあるのは「提供方法、取り扱う種目」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、同号エ中「概要、看護職員等の勤務の体制」とあるのは「概要」と、同項第9号アおよびウ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第12第5項第1号に規定する特定介護予防福祉用具販売計画を」と、同号イ(ア)中「第4号ス」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号ス」と、同号イ(イ)中「第14号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第14号イ」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第15号イ」と、同

号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第16号イ」と、別表第11第1項第6号ア中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

イ」と、同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第16号イ」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と、別表第11第1項第6号ア中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付則</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 療養病床を有する病院（医療法施行規則第51条の規定による届出に係る病院に限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下に対する別表第1第2項第1号（別表第2第3項第1号エにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成36年3月31日までの間、同号イ（カ）中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>9 療養病床を有する病院（医療法施行規則第52条の規定による届出に係る病院に限る。）である指定介護療養型医療施設の看護職員または介護職員に対する別表第1第3項第1号の規定の適用については、平成36年3月31日までの間、看護職員にあっては同号ウ中「6」とあるのは「8」と、介護職員にあっては同号ウ中「6」とあるのは「4」とする。</p> <p>10および11 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限</p>	<p>本則 省略</p> <p>付則</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 療養病床を有する病院（医療法施行規則第51条の規定による届出に係る病院に限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下に対する別表第1第2項第1号（別表第2第3項第1号エにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和6年3月31日までの間、同号イ（カ）中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>9 療養病床を有する病院（医療法施行規則第52条の規定による届出に係る病院に限る。）である指定介護療養型医療施設の看護職員または介護職員に対する別表第1第3項第1号の規定の適用については、令和6年3月31日までの間、看護職員にあっては同号ウ中「6」とあるのは「8」と、介護職員にあっては同号ウ中「6」とあるのは「4」とする。</p> <p>10および11 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限</p>

1/14

る。)

ア 開設者は、医師、薬剤師、栄養士、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、介護職員、理学療法士、作業療法士および介護支援専門員を置くこと。

イ 医師、薬剤師および栄養士の数は、それぞれ医療法の規定により療養病床を有する病院として必要な数以上とすること。

ウおよびエ 省略

(新設)

オ 介護支援専門員の数の標準は、療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。

(2) 省略

(3) 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)

ア 開設者は、医師、薬剤師、栄養士、看護職員、介護職員、作業療法士、精神保健福祉士またはこれに準ずる者および介護支援専門員を置くこと。

る。)

ア 開設者は、医師、薬剤師、栄養士等（栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。）、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、介護職員、理学療法士、作業療法士および介護支援専門員を置くこと。ただし、療養病床の数が100未満である指定介護療養型医療施設にあっては、栄養士等を置かないことができる。

イ 医師および薬剤師の数は、それぞれ医療法の規定により療養病床を有する病院として必要な数以上とすること。

ウおよびエ 省略

オ 栄養士等の数は、1人以上とすること。

カ 介護支援専門員の数の標準は、療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。

(2) 省略

(3) 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)

ア 開設者は、医師、薬剤師、栄養士等、看護職員、介護職員、作業療法士、精神保健福祉士またはこれに準ずる者および介護支援専門員を置くこと。ただし、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床および療養病床の数が100未満である指定介護療養型医療施設

イ 医師、薬剤師および栄養士の数は、それぞれ医療法の規定により必要な数以上とすること。この場合において、医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

ウ～カ 省略

(新設)

キ 介護支援専門員の数の標準は、老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。

(4) 省略

(5) 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の介護支援専門員の数の標準は、第1号オおよび第3号キの規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数と老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数を合計した数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。

(6)および(7) 省略

にあつては、栄養士等を置かないことができる。

イ 医師および薬剤師の数は、それぞれ医療法の規定により必要な数以上とすること。この場合において、医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

ウ～カ 省略

キ 老人性認知症疾患療養病棟の栄養士等の数は、1人以上とすること。

ク 介護支援専門員の数の標準は、老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。

(4) 省略

(5) 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の介護支援専門員の数の標準は、第1号カおよび第3号クの規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数と老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数を合計した数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。

(6)および(7) 省略

3/14

(8) 従業者（医師、介護支援専門員、第3号カの作業療法士および精神保健福祉士またはこれに準ずる者を除く。）は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者とする。ただし、指定介護療養型医療施設およびユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(9)～(12) 省略

(13) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(新設)

4 入退院等

(新設)

(8) 従業者（医師、介護支援専門員、第3号カの作業療法士および精神保健福祉士またはこれに準ずる者を除く。）は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者とする。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(9)～(12) 省略

(13) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症（同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(14) 開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

4 入退院等

(1) 開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報（介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険

(1) 開設者は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に当たっては、あらかじめ、入院の申込みをした患者（以下「入院申込者」という。）またはその家族に対し、第11項第1号に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入院申込者の指定介護療養施設サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付（当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。）およびその説明を行い、当該入院申込者の同意を得ること。

(2)～(9) 省略

5 省略

6 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ サービス担当者会議（入院患者への指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。

等関連情報をいう。）その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

(1)の2 開設者は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に当たっては、あらかじめ、入院の申込みをした患者（以下「入院申込者」という。）またはその家族に対し、第11項第1号に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入院申込者の指定介護療養施設サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付（当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。）およびその説明を行い、当該入院申込者の同意を得ること。

(2)～(9) 省略

5 省略

6 施設サービス計画等

(1) 省略

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ サービス担当者会議（入院患者への指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。この場合において、サービス担当者

5/14

(新設)

カ～コ 省略

サ アからキまでの規定は、ク後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イおよびウ、第18項第3号ならびに第19項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、指定介護療養施設サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。

(イ) および(ウ) 省略

ク 省略

会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入院患者またはその家族が参加するときは、当該入院患者またはその家族の同意を得ること。

キ～サ 省略

シ アからクまでの規定は、ケ後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イおよびウ、第19項第3号ならびに第20項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、指定介護療養施設サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るために、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) および(ウ) 省略

ク 省略

6/14

-114-

7 省略

8 介護等

(1)～(7) 省略

(新設)

(新設)

9 および10 省略

11 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

(新設)

キ その他指定介護療養型医療施設の運営に関する重要事項

(3)および(4) 省略

(新設)

12 人権への配慮等

(1) 省略

7 省略

8 介護等

(1)～(7) 省略

(8) 管理者は、入院患者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

(9) 管理者は、入院患者の口腔の健康を保持することができるよう、口腔衛生の管理体制を整備するとともに、入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

9 および10 省略

11 運営規程の整備等

(1) 省略

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア～カ 省略

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

ク その他指定介護療養型医療施設の運営に関する重要事項

(3) および(4) 省略

(5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

12 人権への配慮等

(1) 省略

7/14

(2) 開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

(2) 開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

13 衛生管理等

(1) 省略

(2) 開設者は、当該指定介護療養型医療施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護療養型医療施設における感染症および食中毒の予

13 衛生管理等

(1) 省略

(2) 開設者は、当該指定介護療養型医療施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護療養型医療施設における感染症および食中毒の予

防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。

イ 省略

ウ 従業者に対する研修を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3) 開設者は、当該指定介護療養型医療施設に必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

14 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 開設者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 省略

ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3) 開設者は、当該指定介護療養型医療施設に必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

14 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

15 業務継続計画の策定等

(1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項にお

9/14

15 記録の整備

(1) 省略

(2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入院患者が指定介護療養型医療施設を退院した日から2年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第18項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第19項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第20項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録

16および17 省略

18 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ 省略

いて「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、業務継続計画を従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

16 記録の整備

(1) 省略

(2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入院患者が指定介護療養型医療施設を退院した日から2年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第19項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第20項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第21項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録

17および18 省略

19 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

アおよびイ 省略

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。

エ 省略

(新設)

(2)～(4) 省略

19および20 省略

(新設)

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

エ 省略

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2)～(4) 省略

20および21 省略

22 雑則

(1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4項第5号および第8号ならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているもの

11/14

別表第2（第3条関係）

ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 ユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下とすること。

3 設備

(1) ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院および診療所であるものに限る。以下この号において同じ。）

ア 省略

イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 病室

a～c 省略

d ユニットに属さない病室をユニットの病室として改修した
ものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合には、入院患者相互の視線の遮断を確保すること。

e 省略

については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第2（第3条関係）

ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 ユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

3 設備

(1) ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院および診療所であるものに限る。以下この号において同じ。）

ア 省略

イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 病室

a～c 省略

(削除)

d 省略

12/14

-117-

(イ) および (ウ) 省略

ウおよびエ 省略

(2) 省略

4 および 5 省略

6 介護等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の介護等については、別表第1第8項第3号から第7号までの規定を準用する。この場合において、同項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「管理者は」とあるのは「管理者は、排せつの自立を図りつつ」と読み替えるものとする。

7 および 8 省略

9 別表第1第4項、第5項、第7項および第11項から第20項までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、同表第4項第1号中「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入院患者」とあるのは「ユニットごとの入院患者」と、同表第11項第2号ウ中「定員」とあるのは「定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入院患者の定員」と、同表第15項第2号イ中「第4項第8号オ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号オ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「第18項第3号」とある

(イ) および (ウ) 省略

ウおよびエ 省略

(2) 省略

4 および 5 省略

6 介護等

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の介護等については、別表第1第8項第3号から第9号までの規定を準用する。この場合において、同項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「管理者は」とあるのは「管理者は、排せつの自立を図りつつ」と読み替えるものとする。

7 および 8 省略

9 別表第1第4項、第5項、第7項および第11項から第22項までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、同表第4項第1号の2中「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入院患者」とあるのは「ユニットごとの入院患者」と、同表第11項第2号ウ中「定員」とあるのは「定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入院患者の定員」と、同表第16項第2号イ中「第4項第8号オ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号オ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第5項第2号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「第19項第3号」とある

のは「別表第2第9項において準用する第18項第3号」と、同号オ中「第19項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第2号」と、同号カ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と読み替えるものとする。

あるのは「別表第2第9項において準用する第19項第3号」と、同号オ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、同号カ中「第21項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第21項第2号」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」と読み替えるものとする。